

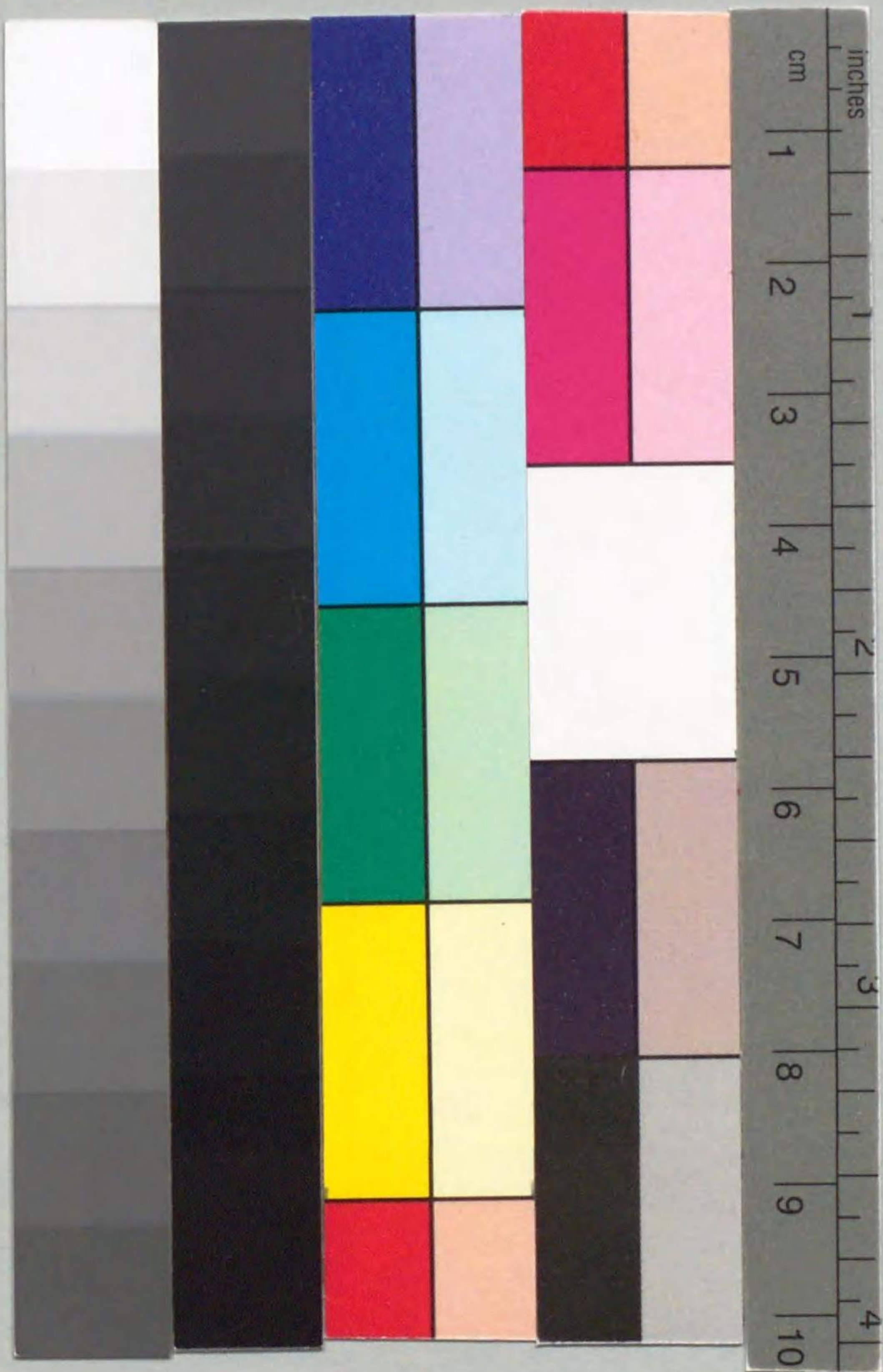
正訂
禁秘抄講義

上



W365
4

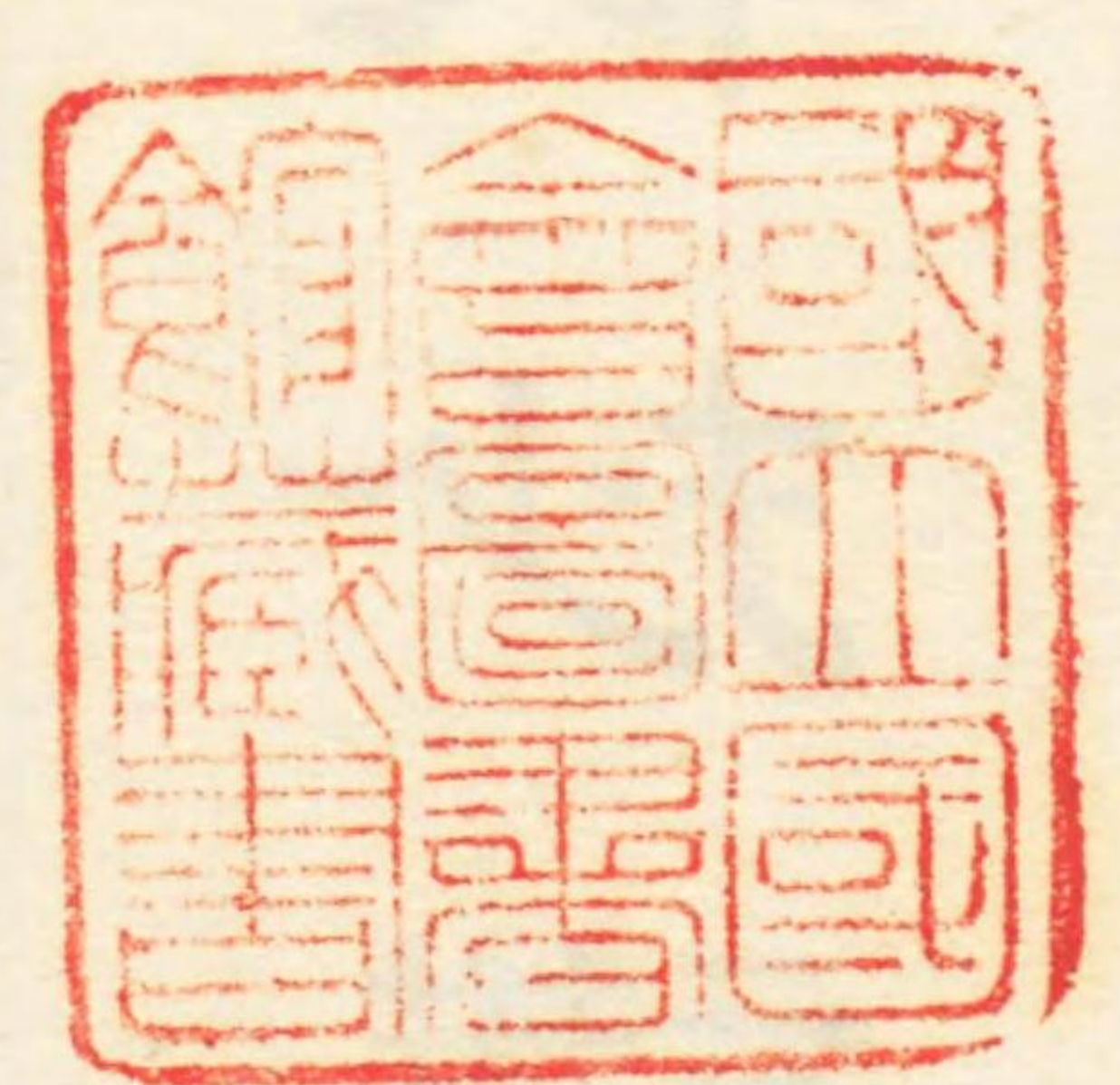
貴族院
函
号
册



貴族院
函
号
冊

訂正
禁
秘
抄
講
義

W365
4



45. 6. 13
831074

禁秘抄講義

緒言

我が國の古き史學文學にして、皇室に關係せざるものあらざれば、斯學に志す者、必ず先づ禁中の故實制度を、講明せざる可からず。此の御抄は、掛けまくも畏き順徳天皇の御撰にして、畏所寶劍神璽の由來より始めて、歷朝の重器・宮殿の規模・毎月・毎日の行事、恒例・臨時の大儀、御膳・御裝束・祭祀・齋喪・詔勅・改元・侍臣の輔任・賞罰、女官の位次・進退・書札の儀式其の外、何くれの作法に至るまで、凡そ禁中にての制度をば、あらむ限り記させ給ひて、まゝ故實舊慣のやうく廢れ行くを歎かせ給ひ、訓誡をも垂れさせ給へれば、是れによりて、上代以來制度文物の沿革をも拜察すべく、又當時皇室の御状態をも、窺ひ知る事を得る寶典なり。

緒言

一

小山田與清曾て、此の御抄と職原抄公事根源とを並べ掲げて、倭學の階梯と稱し、熟讀翫味せざる可からざる書なりと論じ、此の三部に通じて然る後に、神書歴史派洵すべく、律令格式講明すべく、公事官職辨知すべく、歌集物語涉獵すべし。此の故に、余、門弟子をして、勉めて之を讀ましむ。講授の序、亦百に減せず。業成れる倭學者、すべからく建曆天皇北畠准后一條禪閣の恩賜、深厚にして且廣大なるを知るべき也。といへるは、誠に至言といふべし。

かゝる貴き聖記なるを、惜むべきかな。昔より高閣に束ねあげたるまゝにて、之をとり下げて、解き奉らむと企てし者尠ければ、まして初學の徒は、御抄の名をだに知らぬもあるぞかし。正直淺學莖才にして、自づから量らず、忝くも此の御抄を敬註し奉らむの企望を起しつるも是れが爲なり。そも、此の御抄を釋き奉りしもの、安永中、滋野井公麗卿の著述、階梯と名づくる印本三卷あり。然れども彼の梯だての構へ、初學の爲には猶高きに過ぎたり。是れより前、元祿の頃、對馬の人牟田橋泉、考註と

いふを六卷に編みなしたる、久しく寫本にて傳はり來つるを、今は故實叢書の中に收められしが、是れはた階梯と趣を同じくし、事實の類例をこちたく列ねたれども、辭句文義の解釋には、やゝ疎なる傾きあり。正直元來階梯によりて、發明したる事少からねば、該書に負ふ所大なれど、別に思ふ所ありて、舊註どもの高さを引き下げ、足らざるを補ひ、國文を以て講義體にかき綴り、専ら初學の徒の、會得し易からむやうを計りたり。

此の御抄の題號、また御撰修の年代由來等に就いては、學友文學博士和田英松ぬしの、精密なる考說あれば、假りて左に掲出す。但し原文頗る長ければ、大かたに節略して、唯要點を撮むに止めたり。

此の御抄の題號は、もと定まらざりしにや。河海抄には、順徳院御抄、建曆御記としてこれを引き、慶安刊本の正和五年の奥書には、禁中抄と見えて、さまざまにとなへしなり。禁秘抄とは、足利氏の頃より、定まりたる書名とはなれり。

薩戒記に、應永三十二年十月廿三日、抑今日主上可着御綾并志々良練貫御小袖云々、近代無此事、而後鳥羽院着御之由見禁秘抄（順徳院御作）と見え、實隆公記長享三年四月の條、本朝書籍目錄、江次第抄、貞永式目抄、梅菴古筆傳、及び後陽成天皇の女御位次事等の書にも、禁秘抄とあるにてしるべし。藤貞幹の好古小録には、「禁秘抄はすなはち建曆御記にして、眞名假名相まじりたり。近古悉く眞名にかき更めて、名づくるに禁秘抄を以てし、建曆御記の舊文亡びたり。」といへり。されど、河海抄に引ける建曆御記と、この禁秘抄とをくらべ見るに、河海抄には節略して載せたるところあれど、假名の文は更に見あたらねば、うけがたき説なり。さればこの書は、後人のかき改めたるにはあらで、まさしく順徳天皇のかき給ひしまゝなりけり。

此書を撰び給ひしは、いづれの年にかありけむ。ふるくより建曆御記といひつれど、建曆元年は、天皇未だ十五歳におはしまし、同三年建保と改元せられし時

十七歳におはしませば、其の頃の御撰にはあらざるべし。建曆御記とは、寛平遺誠、建武年中行事などいへると同じく、建曆帝御記の義なるべし。此の書御撰の年代につきては、ふるく荷田氏の考證あり。御風の説に此書號禁秘抄之儀、後人號之歟、其證云、引此書河海號建曆御記、建保中御制作、賢所篇曰、去々年内大臣穢云々、謂内大臣者信清公也、（號坊門内大臣）建保四年三月十四日薨、然則建保六年製作、而于時御年二十二、春滿曰、内大臣者西園寺實宗公也、建曆三年薨、然則建保二年若三年之御製作歟、在滿案、二說難分可否、後案信清公也、是順徳御外祖、（こは荷田御風の書入本によりて門人村木義古が安永八年謄寫せし本に載せたり）といへり。即ち荷田春滿は、始め内大臣を實宗として、建保三年の御撰となし、其甥在滿もまたこれに従ひしが、後其子御風の説に従ひ、内大臣を信清公として建保六年の御製作としたるなり。

然れども、なほよく本書を通覽するに建保六年は、蓋し稿を起し給ひし時にて完

成にいたりしは、承久三年以後ならん。速水房常の説にも、先達考云建保六年御作歟、左證坊門内大臣薨去事、愚案奥ノ方ニテミレバ、三ケ年ヲ經テ、遊バサレシモノ歟、此御抄一朝一夕ノ事ニテ作り給フニ非ズ。深キ思召アリテ、カ、セタルモノナリ。萬端心ヲ付テ可拜見書ナリ。といへり。其徴證をあげざれば詳ならねど、承久三年三月までの事ども、かつト本文に見えたらば、それより後の御撰なる事言ふをまたず。天皇の御讓位は、承久三年四月廿日なれば、此書は三月以後五十日ばかりの間に、稿を竟へ給ひしにや。或は御讓位の後、完成し給ひしにや。詳ならねども、五月以後は、北條氏追討の事どもあれば、三四兩月の間に、かき竟へ給ひしなるべし。承久三年は、天皇の御年二十五にて、建保六年より四年になれり。

此の書は、柳原紀光卿の閑窓自語に見えたるが如く、後三條院の禁秘記抄につきて、撰び給ひしにや。或は御子仲恭天皇に、禁中の故實慣例等を、傳へ給はんと

てものし給へるにや。詳なる事はしりがたしといへども、なほ本書を通覽するに、古のてぶりの、ます／＼にすたれゆきて、禁中の作法故實などのしどけなくなれるをなげき給ひ、寛平遺誡などの如く、訓誡めきたるところあまた見ゆれば、なほ幼帝のためにかゝせ給ひしものなるべし。あはれこの帝は佐渡島に怨魂をとゞめ給ひて、いはがくりましぬれど、此の書の、帝徳とともにながく天下に傳はりて寶典と仰がれ、今の代にいたるまでもてはやさるゝは、うべなる事ぞかし。

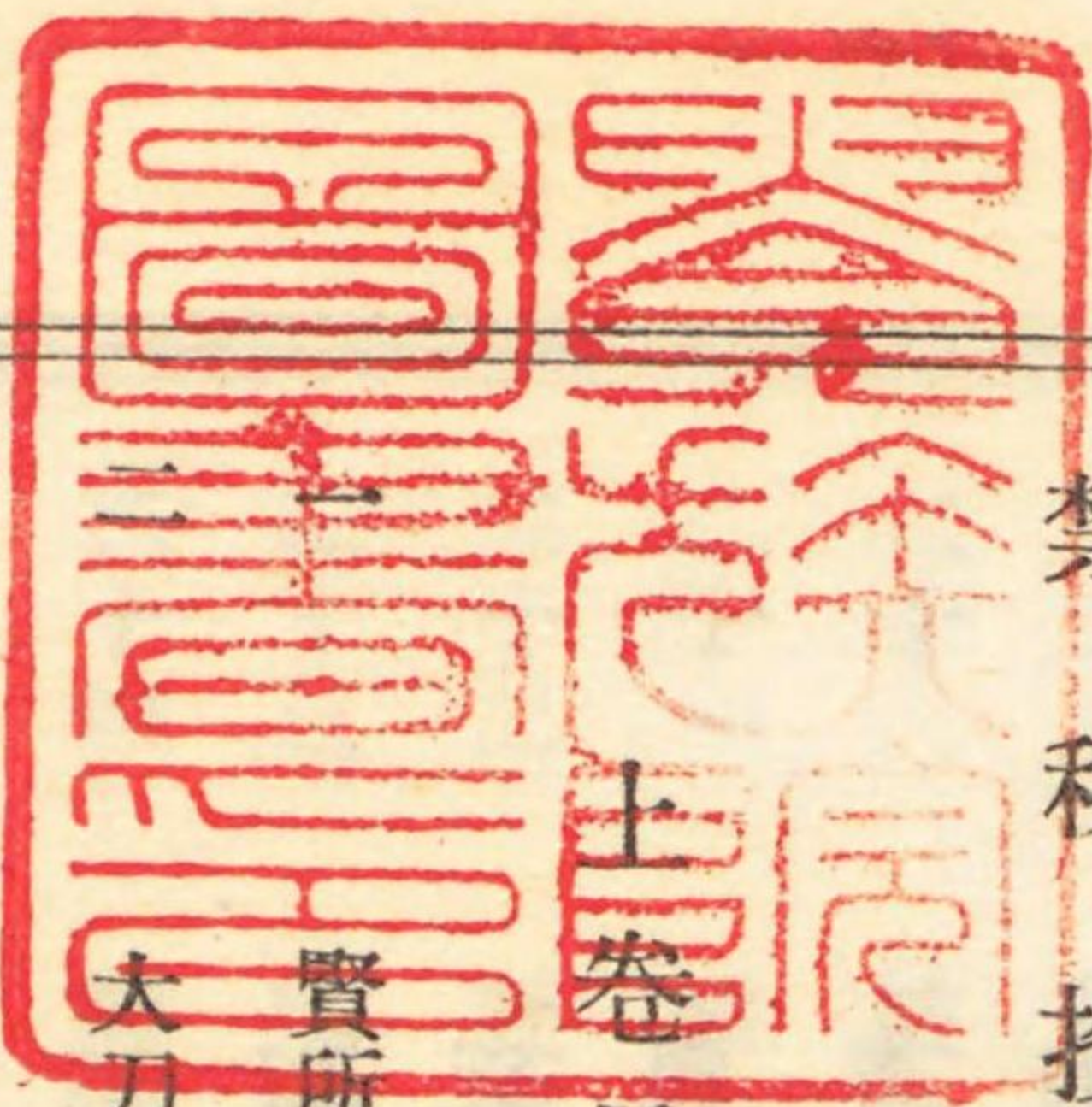
以上は和田博士考證の抄略なり。有志の士は、列聖全集中に収むる博士の著、皇室御撰解題に就いて覽られよ。

此の拙著は去んぬる明治三十三年十一月、初めて發行せしなるが、今度改版の機會に、聊か刪修しつれども、猶遺漏誤謬の點少からじ。重ねて識者の補正を請ふ。

大正十四年七月

關 根 正 直

禁秘抄講義



上卷目次

寶所	(頁)
寶所	一
大刀契	十四
寶劍神璽	二十
玄上	二十七
鈴鹿	三十一
竈神	三十二
清涼殿	三十四
殿上	四十六

目次

下侍	五十二
渡殿	五十二
鬼間	五十四
臺盤所	五十五
朝餉	五十八
御手水間	六十三
夜御殿	六十四
上御局 <small>藤壺</small>	六十五
萩戸	六十六
上御局 <small>弘徽殿</small>	六十六

一

七	南殿	六十七
八	草木	七十二
九	恒例每日次第	八十二
	召侍讀事	九十
	朝餉御膳事	九十一
	日沒以後事	九十三
	每日御祓事	九十四
	近衛夜行事	九十五
	問籍事	九十五
	奏時事	九十六
	御修法御加持	九十七
十	每月事	九十七
	諸陣月奏	百
十一	御膳事	百一
十二	御裝束事	百十一

中卷目次

十三	神事次第	一
十四	臨時神事	十五
十五	佛事次第	十七
十六	可遠凡賤事	二十三
十七	諸藝能事	三十六
十八	御書事	四十三

十九	御使事	四十六
二十	被聽臺盤所之人	四十七
二十一	聽直衣事	五十二
二十二	近習事	五十七
二十三	御持僧事	六十一
二十四	御侍讀事	六十七
二十五	殿上人	七十二
二十六	藏人事	八十一
二十七	藏人所雜色	九十三
二十八	同衆	九十六
二十九	瀧口	九十九
三十	出納	百一
三十一	小舍人	百三
三十二	地下者	百六
三十三	醫道	百十
三十四	陰陽道	百十一
三十五	凡僧	百十四
三十六	御匣殿別當	百十五
三十七	尙侍	百十七
三十八	典侍	百十八
三十九	掌侍	百二十四
四十	女房	百二十八
四十一	得選	百三十六
四十二	采女	百三十八

四十三	刀自	百四十
四十四	女官	百四十
四十五	主殿司	百四十二
四十六	女孀	百四十三

下卷目次

四十七	詔書	一
四十八	詔書覆奏	六
四十九	勅書	八
五十	宣命	十一
五十一	論奏	十三
五十二	表	十四

五十三	勅答	十八
五十四	改元	十八
五十五	廢朝	二十二
五十六	天文密奏	二十七
五十七	燒亡、奏	二十九
五十八	薨奏	三十一
五十九	配流	三十三
六十	召返流人	三十四
六十一	解官	三十五
六十二	除籍	三十六
六十三	勅勘	三十七
六十四	召人	三十八

六十五	召急狀事	三十九
六十六	召籠	三十九
六十七	給馬部吉上	四十一
六十八	内裏燒亡	四十二
六十九	追討、宣旨	四十八
七十	奉振神輿	四十九
七十一	赦令	五十
七十二	御物忌	五十一
七十三	日月蝕	六十二
七十四	雷鳴	六十六
七十五	止雨	六十七
七十六	祈雨	七十

七十七	御卜	七十四
七十八	解除	七十六
七十九	御祓	八十一
八十	護身	八十二
八十一	御祈	八十五
八十二	御修法	九十三
八十三	御讀經	九十四
八十四	殿舍、渡御	九十五
八十五	交易、御馬御覽	九十七
八十六	南殿、儀	九十八
八十七	帥大貳諸國受領赴國	百
八十八	明經、内、論義	百五

八十九	雪山	百七
九十	犬狩	百十
九十一	鳥	百十一
九十二	蟲	百十一

(以上)

禁秘抄講義上

關根正直謹述



謹んで按ずるに、賢所は、禁中温明殿の中にて、神鏡を齋ひ奉れる所なり。舊記に威所、賢所、また恐所、畏所ともかけり。言の意は畏の字にぞ近かるべき。そもく神鏡を禁中に齋き奉る故は、かけまくも畏き天照大神御手づから寶鏡を皇孫尊に授け給ひて、吾が兒此の寶鏡を視る事、吾れを視るが如く、同じ床一つ御殿にまして、齋鏡としたまへとも、此の鏡は吾が御魂として齋き奉れとも宣り給ひしかば、神武天皇より此の方、同じ殿におはせしを、崇神天皇の御世に至り、神威を畏こみ、床を共にしたまふ事、安からずおぼしめして、更に御鏡を鑄替へ

しめ給ひ、之を別殿に安置し奉り、御正體をは伊勢の神宮にいひ奉りぬ。是れ賢所にも神鏡を祝ひまつる本源なり。其の證文、日本書紀、古事記、古語拾遺、神皇正統記等に在り。

凡禁中作法ハニシテ先神事ニシテ後他事ニシテ、旦暮敬神之叡慮無懈怠アカラサマニモ、白地ニシテ以神宮并内侍所方ノヲ不爲御跡シタマハ、謹んで按ずるに、太古は祭政一致なりき。萬機の中に神事を重くせらるゝこと、我が國の規模にして、今も毎年御政事始の御式には、總理大臣より先づ神宮の事を奏上せらるゝと、定まれる例なり。大寶令に神祇官を諸職司の上に置かれしは、國體をおぼしはからせ給ひたるにて、神國之風儀重天神地祇故也と、親房卿もいはれたるが如し。此の御抄開卷第一に、敬神の掟を記し給へる、叡慮の程こそ畏こけれ。「禁中」とは天子の宮門制禁あり、侍御者に非ざれば入ることを得ざる故に、然申す由史記の註にあり。「白地アカラサマ」といふ詞は、苟旦カリンソの義なり。白地の字は、唯充て給へる迄にて、言意に關はらず。

「神宮」とは、打ちまかせて伊勢の大神宮を指し奉る。神代よりの靈鏡を鎮め奉る宮なり。「内侍所」は即ち賢所にて、温明殿内に在り。源氏物語泯江入楚に、内侍所は賢所とも申し奉る。内侍所とは神鏡のおはします御殿には、必ず内侍の官ツカサの侍サブラふなり」とあるが如し。但し直ちに神鏡をさし奉りても、内侍所と申し、事あり。こゝは何れにても聞ゆれど、猶御殿の稱と見るべにきや。「御跡」は御脚邊を申す。御寢ミネますにも、神宮并に内侍所の方には、御足をむけ給はぬ由なり。萬物隨出來ニシテ、必先置臺盤所ニシテ、召女官被奉、或内侍參奉之ニシテ、近代者如内侍不候内侍所ハ、上古者以温明殿爲局セリト。

穀物菓物何にてもあれ。出で來ればまづ其の初穂早物を供へ奉るに、始め臺盤所とて、清涼殿中の一室に、御膳居オモうる棚あるにするおきて、女官を召して供奉す。昔は内侍の官、常に温明殿内に局して居りしに、此の頃に至りては、そこに候ふ事もなしとなり。其の故は、平城天皇の御時、藤原藥子内侍の官にて、殊寵を蒙りし

より後、此の女官、至尊の枕席に侍する事となり。他の女御更衣たちと同じく、後宮に曹司賜はりて住みければ、内侍所に候ふべき舊例は、いつしか絶えにけるなるべし。

「温明殿」は神鏡を齋き奉る御殿にして、紫宸殿の東側に在り。「臺盤所」の事は、此の御抄の中にあればそこに云ふべし。

自僧尼及憚人許所進之物不奉之、源雖出僧尼家男女進物奉之、所謂關白所進果子多興福寺別當所進也、然而不憚之、

元は僧尼の田園に生りし物とても、俗の男女より進獻する品は、憚ることなく神前に供奉し給ふ也。神宮には、僧尼佛經などを忌みて、僧を髪長、佛を中子、經を染紙など唱へ替ふる程なれば、其の神鏡の御分靈ともいます所なれば、憚り給ふもことわりなり。

此の頃「關白」と謂はるゝ限りは、家格定まりありて、皆藤原氏の嫡統におはします。

それより獻進の菓物は、大かた彼の氏寺なる奈良の興福寺別當より送進するものなれども、直に宮へ捧げ參るは、關白たる人なれば、憚り給はぬなり。

自神代爲神鏡如神宮奉仰爲伊勢御代宮被留置也、神事次第同伊勢世始同殿御坐之間、主上朝夕不放御本鳥、仍冠巾子融緒被結御冠、穴此故也、

謹んで按ずるに、此の條初段は彼の内侍所をば、神代よりの神鏡として、伊勢神宮の如くに崇め奉り、伊勢の御代の宮として、宮中に留め置かる。かかれれば祭祀等の事、伊勢神宮に同じとなり。「御代宮」を、階梯本も流布本も類聚本も代官に作りたれど代官にては聞えず。余が所藏舊中山家文庫の本に、宮とあるに従ふべし。始め、神鏡の主上と同殿に御坐ます程は、主上朝夕御冠を放ち、御髻を現し給ふとなし。されば御冠の巾子に穴あるも、全く御冠のおちざらむ爲に、緒を貫きて御髻に結びおき給へる故となり。これまた敬神の叡慮より出でしなり。「巾子」は髻をさし入るゝ爲、冠の後部に高く張りたる所をいふ。

垂仁天皇御宇始爲別殿御温明殿、白河院仰曰、内侍所神鏡昔飛出欲上天、而女官懸唐衣袖奉引留、依此因縁女官奉守護云々、

此の段は、江家次第に據りて記かせ給へること、階梯にいはれたるが如し。さて江家次第に垂仁天皇と記し、は誤りにて、崇神天皇とかくべき由、公麗卿の説誠にさるとなり。日本紀によるに、神鏡の正體を、始めて大和國笠縫、邑に移し奉り、別に模しの御鏡を鑄させ給へりしは、崇神天皇六年の事なればなり。但しそのかみは、温明殿と申す殿名はなかりしにて、これは後の名を前に廻らして記させ給へるなり。「唐衣」は女官の正装の時、着用すべき上衣なり。委しくは拙著裝束圖解にいへり。天徳焼亡飛懸南殿櫻、小野宮大臣請袖也、寛弘焼亡始雖燒無闕損、有諸道勘文公卿勅使、始有宸筆宣命、于時殿中光耀知御體不_レ變、

村上天皇天徳四年九月廿三日の夜亥の刻に、内裏焼けたる事、日本紀略にあり。此の時神鏡飛び出でて、紫宸殿前の、櫻の樹にかゝらせ給へるを、實頼大臣警蹕を

稱しければ、下りて其の袖に入り給へる由、江家次第に見えたり。こゝも亦かの文に基きて書かせ給へり。

「寛弘」は一_レ條天皇の號、二年十一月十五日の炎燒なり。此の時は火にあひ給ひたれども、闕け損じ給はずとなり。然れども事態容易ならざれば、鑄改めらるべきか。又は燒けながらも元のまゝに安置せらるべきかを、諸道の博士に仰せて、勘へ申さしめ給へり。かくて又伊勢へは、然るべき身分の公卿に御宸筆の宣命もたせて、さし立てられぬ。殊に神威を恐れおぼしめしたればなり。「宣命」とは天皇の命を宣り奉らしめん爲の御文案にて國文に綴れるなり。神宮に御自筆の告文コウモンを奉られしは之を始めとす。扱此の内裏燒亡の時、おのづから殿中光り輝き、不思議の靈驗あらはれさせ給へば、これにぞ神鏡に異變あらせられざる事を知り奉りぬるとなり。

長久燒亡少納言經信欲奉出火盛不合期、而有光入唐櫃更不燒云々、自一條院御時十二月有御神樂、但多隔年行之近代每年有之云々、

後朱雀天皇長久元年九月九日の炎焼に、源經信卿取り出だし奉らむとしたれども、間に合はず。然るに灰燼の中より光りを指させ給ひけるを、納めて崇め奉られし由正統記にも見えたり。

又上にもかゝせ給へる如く、一條天皇の寛弘二年十一月、焼亡の事ありしにより、翌十二月御神樂執行せられたるを、始めての例として、其れより隔年に行はれしが、後朱雀天皇長暦の頃より、毎年行はるゝ事となり、其の後一時中絶して、又白河院の御時より毎年行はれし由、階梯に記されたり。されば近代とかゝせ給へるは、白河院の朝以後をさし給へる歟。

新所之時或被_ル行之、又有臨時御神樂例、壽永大亂之時、御西海_{オハシマシ}經三年還洛之時、有_二三夜御神樂、是別例也、

「新所之時」とは内裏焼亡の後、新規の宮殿御造營落成して、還御の時などを申すにて、其の時に御神樂執行せらるるとなり。

安徳天皇壽永二年七月、平源合戦の時平宗盛一族と共に、天皇をも神鏡劔璽をも、具し奉りて西海に航し、文治元年三月檀浦の敗れに、かしこくも天皇海底に没_レり給ひ、大納言佐局は内侍所の御唐櫃を海に投げ入れんとしけるが、袴の裾を舩に射付けられて、倒れまどひけるうちに、武士ども御唐櫃を取り留め奉りし事、平家物語源平盛衰記などにも見えたり。其の四月に神鏡神璽御入洛、此の間三年を経たり。かくて臨時に御神樂ありて、神靈を慰め奉りしことありしが、是れは特別の例とこそ申すべけれ。

即位始供神物四十合、自内藏寮進之、毎月一日神供廿合也、自臺盤所二帖、内藏寮絹五疋、幣料串八筋、黒塗無文也、又如_{キハ}墨筆自_{ナサメドノ}納殿進、薄様同進之、

「供神物」とは、白米、上紙、精進物、魚類、菓子等を盛る由、階梯に園大曆を引いて云へり。折櫃一箇を一合と稱する也。此の條は江次第に據らせ給へりと思ゆるが、該書には幣料の串、黒塗平文とあり。階梯本もそれによられたり。平文とは、_{ヒヤウモン}蒔繪

をおきあげにせず、平らに蒔きたる也。松屋與清は、平文、木具ニモ布帛ニモアリ
箔文ノ事也。金銀箔ヲ紋様ニシタルハ、皆ヒヤウモン也。ハクヲヒヤウト云ハ、拍
子ヲヒヤウシト云フニ同ジ。と云へれど、布帛のひやうもんは又別なり。「納殿」は
宜陽殿に在り。「薄様」は紙の名なり。

賢所習不^レ押^ニ齋文^ニ有^ニ瑞相^ニ鳴動^ル光^ル堀河院御時寛治八年、度々有^ニ此事^ニ天德燒亡時、亦鳴云^ル
々々^{ヘリ}

「齋文」は階梯に、或説ノ訓「モノイミノフミ」按當時押札様事也、押札ノ事有^ニ所見^ニ
とあり。齋文を押すとは、齋愼中、妄りに人のいり來て汚すを恐れ、簾に札を付く
るなり。其の儀、末の物忌の條に委し。さて賢所に齋するは、當然の事なれば、別
に札を付くる事なしとなり。又皇居燒亡などの前兆として、鳴動し給へる事あり、
其の外奇瑞をあらはし給ひしと、小右記中右記などにも記せり。

如^ニ院御所行幸之時^ニ以下號^{シテ}念誦堂^ト而薰^{スル}護摩烟^ノ之所爲^ニ御在所^ニ雖有^ニ例甚不可^レ然事也^ニ是

非^ニ只謂^ニ有^ニ人夢想^ニ又其仔細多^ク

内裏燒亡により、何々院とか申す離宮別院へ行幸の時、神鏡をも移し奉るに、院
中に念誦堂と號して、佛を祈念し護摩を焚きて、其の烟にふすぶりたる所などある
を、神鏡の御在所とするは、去る寛元四年などにも、さやうの御はからひありて、
恒の例の様に心得ためれど、實は甚だいかかなる儀なり。最初神鏡を、さる念誦堂
などに安置せしは、唯の謂はれにあらず。人の夢想にも因り、其の他種々故ありて
の事なり。されば其の謂はれなくして、さやうの護摩壇のほとりなどに奉安せんと、
甚だよろしからずとなり。

天慶元年依^ニ有^ニ種々妖^ニ温明殿修理之間^ニ奉^ニ渡^ニ後涼殿^ニ于^ニ時暗雨滂沱^ニ如^ニ沃^ニ女官祈申^ニ有^ニ渡^ニ
御^ニ左右近衛五位藏人供奉^ニ之^ニ行幸之時^ニ如此^ク

朱雀天皇の天慶元年春より種々の妖言きこえて絶えず。天災地變亦尤多かりき。
折から温明殿修理の間、後涼殿に渡し奉らんとせし時、大雨にして通路なりがたき

により、女官して御唐櫃の前に祈禱せしめし所、感應ありて雨の暫くやみけるひまに、遂に渡御ありし由年中行事秘抄に見えたり。御唐櫃供奉の人など行幸の時の如しとなり。

入御時主上下地御、唐櫃二合又五合、大刀契鈴印也、

神鏡を御殿内に入れ奉る時は、主上地に下りておはしますなり。さて御唐櫃は二合、あるは、五合の例もあり。これは神鏡に隨從して、大刀契鈴印等をも渡御なし參らする由なり。大刀契の事は、次の條に記させ給ひたり。

即位最前供物擇吉日之由有舊記、觸穢之時、恒例供神物、先例不同歟、

御即位の後始めての御供物は、吉日を擇んで奉る。「觸穢」は禁中にて死傷者などある日をいふ。されども供物恒の如し。先例同じからずとなり。

寛治八年陽明門院崩之時、無沙汰有内侍所御供物、三月一去々年内大臣穢及禁中時供之、

堀河天皇の寛治八年、後三條院の御母后なる陽明門院崩御ありし時にも、何の沙汰なく神鏡への御供物はありき。又去る建保四年、後鳥羽院御母七條院の御兄なる、内大臣藤清信公薨去ありしにも、供神の物ありしにて、觸穢の時も供物恒の如くなる例を察すべしとなり。

今度諸社祭雖延引、准彼例有供物、但又被止有例、可在時宜事歟、

今度即ち此の清信公薨去の度は、諸神社の祭典を延引したれども、供物の儀は、彼の陽明門院の時の例に准せられたる也。但しかゝる時、供物を止めらるゝ例もあり。時宜に従ふべき由なり。いよく以て先例不同と申すべし。

賢所御衣上古被奉、自中古絶、周防内侍云、女御装束也、但夏生衣、冬只練絹被奉也、從二位親子私奉美麗女装束、

賢所に御衣を供奉するは、中古以來絶えたる儀なれども、「周防内侍」とて、周防守棟仲の女が説に、女の御装束なりと申す。「生」は生絹にて糊剛きもの、「練絹」は

ねりて和めたるものなり。さて太神宮儀式帳、延喜太神宮式などによれば、小文紫御衣、小文紺御衣、帛御衣帛單御裳、羅御裳、帛御袴等として、何れも姫神の御料なれば、周防内侍が申しし旨も據りどころあり。親子の二位が女装束を奉りしも、故實にかなへり。「親子」は源親國朝臣の女、白河天皇の御乳母たりしなり。以上は賢所に關する舊例故實を記させ給ひたるなり。凡そ我が國は敬神を以て規模とする事、首にも述べたるが如し。此の御抄の第一に、此の聖記あると、畏こしとも畏こし。

そもく賢所は、今の御世にも猶宮城内に崇め祀らせ給ひて、使臣の外國に罷るなどには、特に參拜を聽し給ふ御例あり。されば賢所の由來、わが國の臣民として、知り奉らではえあらぬことなり。あなかしこや。

(二) 大刀契

謹んで按ずるに、「大刀契」は一物といひ、又二物ともいふ兩説あれど、元は大刀

と契と二物なり。さるは先づ大刀とは、御抄の本文にもかゝせ給へる如く、護身の劔と鬪戰の劔(一名破敵劔)とをさし、契とは魚契ともいひて契符の事なり。年中行事秘抄大刀契事とある條下に、契は七十四枚、皆魚形にして背中より別ち各銘あり。長さ二寸餘りにて、金銀及銀塗物の三品ある由を記し、後の書ながら桃華藥葉にも、此の契符を三袋に分け入れて、大刀を納るゝ唐櫃の中に加へをさめ、行幸の時は、左右の將監奉持して候す。とあるにて知るべし。然れども此の御抄には一物と認め給へるが如し。そは契のさたに一言も宣給ひ及ばねばなり。但し階梯には、本文の「鈴印」とある下に注して、「内侍司印櫃を契櫃とも稱す」との北山抄の文を掲げたれば、或は印の事を、契と稱し給へるかと思ふもあらめど、前段「賢所」の末に「入御之時主上下地御、辛櫃二合又五合大刀契鈴印也」と記させ給へるを見奉れば、大刀契と印とは、別物なる事明らかなり。そもく契は大刀と共に一つ唐櫃に納めて、之を大刀の唐櫃とも、大刀契の唐櫃とも稱し奉りし故

に、當時はなべて一物の如く思ひ做し奉りけむかし。

匡房記顯實曰鋒劔三尺、或二尺、總十、其内一劔脊有銘、北斗左青龍、右白虎、其外不見、是自百濟所被渡之二劔之一歟、日月護身之劔、三公鬪戰之劔歟、但節刀可在此外、注青龍之條似六典所稱之傳符、若遣大將軍之時可用歟、通俊曰長德連署之說以之爲大刀、匡房曰長德連署不見歟、上巳

謹んで按ずるに、是の一節、全く匡房卿記の文を引き載せ給ひしなり。彼の記の意は、禁中に名劔の長さ三尺或は二尺のもの總べて十口あり。其の中の一劔、脊に銘あり、北斗の星影と左に青龍右に白虎の象とを刻めり。其の外の劔にはかゝる事見えず。是れ豫て百濟より渡來せりといふ、二劔のうちの一しか。其の二劔といふは、日月護身の劔と三公鬪戰の劔となり。(階梯に三公鬪戰は破敵將軍に作るべしとあり。げに信經記にも桃花藥葉にも破敵將軍とありて、三公鬪戰劔といふ稱は見えず。)但し節刀は此の二劔の外なるべし。(階梯には、節刀此の外に在るに非ずとて信

經記 長德三 五廿四 一腰は破敵一腰は守護、件の破敵は大將軍を遣はさるゝ時、給ふ所の節

刀なり。一腰は守護と名づけて御所に候す。とある文を引證せり。桃花藥葉にも、節刀は靈劔雜劔合せて三十四柄あり。其中二柄の靈劔は、百濟より進貢せし護身劔と破敵劔なる由を記されたり。そも節刀は將軍出征の日、天皇より親しく授け賜はる刀にて、將軍之を受けなば、家に販り入るを得ず、凱旋の日、みづから之を奉還して、さて後、家に入るなり。軍防令義解に委し。

さて彼の一劔の脊に、青龍を彫られたる仔細を考ふるに、唐六典に謂はゆる傳符に似たりとなり。是れは六典門下省の條下に、傳符の制を録して、東方曰青龍之符左四右三とあるによりていへり。もしは大將軍を遣す時、之を用ひて節刀とせらるゝか、然れども小野宮實賴大臣の六男經平の二男なる通俊が曰ふに、「長德連署」とて、一條天皇長德三年五月廿四日に、主計助安部晴明等を宜陽殿に召して、御劔の事を御下問ありし時、各名判を連署して奉りし勘文の説には、之を節刀と書かずし

て、唯大刀としたりといふ。(一本に、長徳鴨連署とあるにより、或説に長徳年中賀茂神社を御吟味ありし時、差出したる書判の文ともいへり。)よりて匡房卿更に彼の連書の文を尋ねしに、其の事所見なしとなり。以上匡房記に據りて、聖意には疑はしきを闕かせ給ひしなれど、畢竟するに、節刀もなほ大刀の内なるべき事、下の御記の文によりても窺ひ奉らる。

鈴印スズオシテ同記俊實通俊曰、件鈴ツヅ太有興物也、或六角或八角云々トイヘリ上少納言伺見之歟、

「鈴」は驛鈴なり。驛馬を出だすに證として用ふ。其の制は公式令に委し。「印」は内印とて、方三寸の印、文に「天皇御璽」とあり。延喜太政官式によれば、官員を増減し驛傳を遣はし、兵庫の兵器を出納し、斷罪禁制等の勅書には、皆此の内印を用ひ給へる由なり。さて「俊實通俊」とある、いづれか一名衍りなるべし。下に少納言伺見之歟とか、せ給へるを思ふに、通俊は後三條天皇の延久中、少納言になられ、俊實の方は少納言を経ざりし人といへば、通俊の方を存すべきにや。つらく考ふ

るに、匡房記には誤りて俊實と記し、を、何人か通俊と傍注せしが、遂に混入して本文にはなりつらむかし。そは今強ひて極めずとも、少納言なる人の云へるに、彼の鈴は或は六角或は八角形にして、甚雅趣オモシロミある品なりといへり。鈴印を掌るは、少納言の職なると、職員令義解職原抄等にあれば、彼の少納言も之を見つらむとの聖意なり。按ずるに、少納言は彼の驛鈴を見たるかと、珍らしげに宣り給ふは、其のかみ既に皇綱弛びて、大寶令延喜式等に記されし制度は、實際に行はれず、まして武家執政以來、驛鈴傳符の類、さらに用なき御時勢なりしと窺ひ知らるゝに非ずや。又節刀ノ鑰ヘ、天曆帝付寶劍帶取ノオビトリニ不離御身トイヘリ云々、誠我國至極之重寶物也、

「節刀ノ鑰」とは、彼の大刀契を納れられたりし唐櫃の鑰なり。村上天皇は「帶取」とて御佩刀ミヘカシの鞘シに二所付きたる革緒に、此の鑰を結び付て、須臾も御身を離ち給はざりきとなり。然るに古事談に、三條院大納言資平に問ひ給ふやう、「御劔の鞘に纏ひ付きてある者、是れは何ぞや」と、資平是れは節刀の唐櫃の御鑰に候ふべきか」と

奏したる一話を戴す。あはれ其の頃は諸國に軍起イクサこりぬとも、源平の武士らに仰せて之を追討せしめ、大將軍の節刀を捧持して出征する事も絶えなければ、節刀の鑰も、唯舊式のまゝ御太刀に纏ひ付きたるばかりなりけむ。其の世の狀想サマふべし。

(三) 寶劍神璽

謹んで按ずるに、寶劍神璽は、かけまくもかしこき内侍所の寶鏡と共に、三種の神器と稱へまつりて、我か朝に上もなき寶物におはします。其の傳來を記させ給へるなり。

御劍者神代有ニル三劍、其一也、子細雖多不能スルニ注、其後爲シテ寶物傳來、而壽永入ニ海紛失之後、院御時以後廿餘年、被用清涼殿御劍、仍以セリ璽爲先、

三種の神器の中なる御劍は、神代より傳はる所の三劍中の一劍なり。「三劍」の事は、楷梯に一劍は天ノ叢雲、劍、後に草薙と號し、尾張の熱田に祀り奉るもの、今一劍は天ノ十握、劍とて、素盞鳴尊の佩き給へるものといふ、石ノ上布留イソカミツル社に齋ひ奉れり。

又一劍は高庫、劍とて、味耜高彥根神の帶ばし、所、熊野に在りと見えたり。中に叢雲、劍は素盞鳴尊蛇尾より取り出で給ひしを、天照大神に奉りしものなるが、天孫、尊降臨の時、此の御劍と御璽とを、寶鏡に添へて賜ひたりしを、崇神天皇の御時までは、なほ寶鏡と共に、一つ御殿に奉安したるなり。然るに天皇これを畏こみ給ひて、別に摸しの御劍を造らしめ給ひ、元の寶器に准へて宮中に安じ參らせ、神劍は一度伊勢に遷し奉り給ひしなり。さて後景行天皇の朝に、皇子日本武尊東夷を征伐し給ふとて、其所に下ります時、伊勢の神宮に詣でて、御姨倭姬命、その頃の齋宮にておはせしより、御身の護りにとて賜はりしを、故ありて尾張の國なる建稻種命の家に置きて、都へと志し給ひしかば、遂に尾張なる熱田に宮造りして、そこに祀ひ崇め參らせしなりけり。此の外の二劍の由來も、仔細多端にして精しく記すこと難ければ、略し給ひて不能註とはかゝせ給へるなり。「其後爲トシテ寶物傳來」とは、彼の崇神天皇の朝に、摸造せしめられたる寶劍を、眞の御劍の如くに、寶物として

持ち傳へ給へる由なり。然るに安徳天皇壽永二年に、此の御劔等を奉じて西海に行幸なり、引き續きたる大亂に、帝御事ありて彼の御劔も遂に海に沈みはてしこそかしこけれ。かゝれば次の帝後鳥羽天皇の御世より、土御門天皇の承元の末まで廿餘年の間は、清涼殿の日の御座の御劔とて備へおかれしを、彼の寶劔に代用せさせ給ひしなり。かゝれば、此の廿餘年の間は、神璽の方を先とし、御劔を次として崇め奉られしなり。

而承元讓位時、有夢想自伊勢進之已來、又准寶劔以劔爲先也、此劔普通蒔繪也、

「承元云々」は、土御門天皇より順徳天皇に讓位の程をいふ。是れより先、壽永二年に伊勢内宮一の禰宜成長といふ者、夢想に神教ありし由にて、上洛して御劔を奉りし事、階梯に吉記の文を引きて證せられ、猶百練抄にも同記事あり。然るに御抄には、確に廿餘年間、清涼殿の御劔を用ひ給へる由、記させ給へるを按ふに、伊勢より進劔の儀は過ぐる壽永の年ながら、猶數年間は日の御座の劔を寶劔に擬せら

れ、後に伊勢より進りし御劔を以て寶劔と定めさせ給へるが、承元讓位の程なりしにもやあらむ。吉記には虎の蒔繪とあり。百練抄には鹿の蒔繪なる由見たり。

神璽自神代子今不替、壽永自海底求出、上以青色絹裏之、以紫糸結之如網、内侍持之間、下緒指入程緩、此二夜御殿御帳中、御枕二階上案覆赤色打物、自内藏寮進之、(傍註匡房記紫絹云々)

神璽は八坂瓊の曲玉を申す。神代より變らぬ御守たると、神皇正統記にも見えて、是れは崇神天皇の朝にも、摸しの品を造らせられず、神代ながらに傳はりしを、安徳天皇西海にて御事ありし日、寶劔と共に海に入りしが、寶劔は遂に失せける事、前條にいへるが如し。神璽は海上に浮び給ひしを、片岡經春取上げ奉りし事、平家物語に見えたり。扱此の神璽の御篋を、「しるしの篋」と稱し奉りし事、紫式部日記増鏡などにもあり。其の御篋の上を青色の綾、小葵の紋あるに、平絹の裏打ちたるにて裏み、紫の緒して綱の如くに結び奉ると、花園院宸記を引いて階梯にもいへ

り。内侍の役として之を持つに、網の如くなる緒の下を、指の入る程緩くするなり。かくて此の緒を指にかけつれば、とりはづして過ちせぬ由、中務内侍日記にかけり。

そもく此の神璽寶劔は、主上日常の御殿、清涼殿内、夜ヨルの御殿オトの御帳の中、御枕上の二階棚の上に安置し奉るなり。清涼殿外の御殿等の事は、後に精しくかゝせ給へれば、そこに注すべし。劔璽の「覆」は、打物とて、赤き絹を打ちて光澤ツヤを出だしたるもの、是れ内藏寮といふ役所より調進する定めなり。

内侍雖持之、自不取、典侍取之傳、讓位時計直取也、此故僧女又上臈内侍外人不入夜御殿、白地案朝餉之時、同不近候、

「内侍」は内侍司の女官、掌侍とて六人ある者の總稱なり。これは出御の時奉持する役なれども、奉安しあるをば手づから取り上ぐる事なし。内侍の上役サハヤクなる典侍之を取りて、内侍に渡すを作法とす。然れども讓位の時のみ、内侍の直に取り上ぐる

譯は、典侍は先帝と、もに宮を出でて、内侍一兩人残り、劔璽新帝へ渡る時、彼の内侍直に取りて、近衛次將に手渡しにするなり。之を送内侍オクリノナインシと稱する由、此の御抄の中にも、故實拾要などにも見えたり。是れ既に典侍あらざれば、内侍の直に之を取り上げ奉るにて、此の外常には典侍の取り上ぐる例なり。

かゝれば僧の女は勿論、上臈内侍以外の人は、夜の御殿に入る事を得ず。一時「朝餉」アサカレヒに劔璽を置かるゝ事あるにも、矢張近く候ふ事ある可らずとなり。「上臈」とは、此の御抄の中に、二三位典侍を上臈と號すとあり。「朝餉」は清涼殿中の室の名、後に委し。

凡重輕服人不觸手、月障内侍闕如之時或持之、不可然事也、内侍近衛將外、更不觸手、自神代如見我被誓置、尤可敬事也、宮中鏡一程物動返々不可傾、

重服は父母君主夫の喪服一年の間を云ひ、「輕服」は其の外の喪五ヶ月以下の服をいふと、名目抄などにもあり。いづれにても忌服中の者は、憚りて手をだに觸れず。

月經中の内侍は、他の内侍たち闕席して、禁中無人の時、或は劔璽を持ち奉る事あれど、是れ甚だよからぬ事なり。すべて殿中には内侍、行幸の時は近衛次將の奉持する定めにて、此の外の役人、手を觸る能はざるなり。我れを視るが如くせよと、天照大神の詔給ひしは、寶鏡に就ての御言なれど、劔璽も寶鏡と共に、天神の御形見として下し賜はりたるなれば、かくは記させ給へるならし。

匡房曰、不淨、人不觸手、他行之時以內侍令守護、又夜、御殿火不可消、是爲劔璽也、已上江記說

「他行」とは、例へば大嘗會の時は廻立殿までは劔璽渡御あり。悠紀主基ユキヌキの殿へは渡御なき也。此の殿には直に日、神を勸請あればなり。此の時廻立殿にて、内侍守護して居らるゝなり。「夜、御殿、火」とは、四方に燈樓ありて、晝夜とも火を灯しおかるとなり。是れらの作法、後醍醐天皇の日中行事に精しくかゝせ給ひたり。

抑壺切代々東宮寶物也、又時々在公家、延喜以少將定方被渡東宮、是始歟、東宮給掛一重、

此の一節は、寶劔の因みに、東宮の御守護たる、「壺切御劔」の事をも附録せさせ給へるなり。此の御劔も説々あれど、多くは昭宣公基經關白の劔にして、醍醐天皇いまだ儲君におはしまし、時、進らせたるが始めなる由なり。それより東宮立ち給ふ毎に、必ずまゐらす事となりて、今もなほ昔の御作法の通りなり。御劔、もとは海浦カイフの蒔繪、龍の如き摺具ありしが、一度焼け失せ、又紛失して新に鑄造せられぬとも、後又元の御劔を見出でたりともいふ説あり。階梯に委し。元來は東宮の御護として、御側にあるべきなれど、時ありては禁中に置かれし事もあり。(儲君定まり給はざる間なり)延喜の帝(醍醐天皇)より、皇太子保明親王に進らせられたる時は、高藤内大臣の一男、定方少將を御使とせられしに、東宮より祿として大褂オホウチキを賜はりたりと也。「大褂」はかゝる用に充てん爲に、大きく縫ひおき、男の料にも、女の料にもなるべく物したる也。此の事裝束圖解の中に云ひおけり。

(四) 玄上

これは琵琶の名器にて、常に清涼殿の御厨子の棚に飾りおかるゝなり。

累代寶物也、置中殿御厨子、根源様、人不知之、掃部頭貞敏渡唐之時、所渡琵琶二面、其一歟、紫檀直甲也、太宋人云、紫檀者大様不可過六七寸、直甲之條不信云々、但此甲非只物紫檀也、

此の「玄上」と申す琵琶は、御代々の寶物なり。「中殿」とも稱する清涼殿に御厨子を据ゑられ、其の棚に飾りおかるゝなり。「御厨子」とは、もと御厨子所にて、食物を載せおく料の棚なりしを、便利よき品なるからに、其の形をうつして花麗に造り、書籍卷物その外の香具雜器をも、おきならぶ、今の書棚の如きものなり。根源の様云々とは、此の玄上の由來、子細は人知らず、昔仁明天皇の承和年中、貞敏遣唐使として唐土に到り、かしこに滯留中、琵琶の名人劉二郎といふ者に就いて秘曲を受け、歸朝の期に臨みて、彼の劉より紫檀紫藤の琵琶各一面を受け得たる由、三代實錄に見ゆ。此の二面中の一なるか。此の玄上は紫檀の一枚板にて甲を張れり。「甲」

とは、面の廣くふくらみたる所なり。彼の國の人は、大抵紫檀は六七寸の幅に過ぎざれば、一枚板の甲なりとは信すべからずといふ由なれど、併し此の甲は、通例の紫檀に非ず、格別の品と見ゆとなり。

凡此琵琶、云體云聲不可說未曾有物也、爲靈物、人爲跡之時、有貴人如何跡ニハスルゾト云テ入人夢、皆着直衣人也、

此の玄上は、形といひ聲といひ、云ふに云はれぬ珍らしき品なり。尤も靈物にして、人の足の方ともする時には、夢中に貴人ありて之を咎め責む。夢中の人、皆直衣を着たる様に見ゆれば、貴人たることを知るとなり。「直衣」は貴人の平服なり。委しくは後の直衣の條に云ふべし。階梯には、此の事糸竹口傳抄に出づ。後人の抄なりとあれど、此の御抄の文を口傳抄にとりたるやも知るべからず。

靈物中越他以不淨手不可取昔無覆自近比有沙汰有覆并臺、紫唐綾無文也臺摺貝、此琵琶靈驗、内裏燒亡之時飛出、

禁中には神靈ある器物多き中にも、他に越えたる物なり。近來覆なきはいかがとの評議ありて、覆と臺と出來たり。凡此の器の靈驗ある事は、曾て内裏焼亡ありし時、人の取り出ださぬ前に飛び出でて、大庭の椋木の枝に懸りし事、體源抄に見えたり。

撥面バチメンノモンエテ文消所々有赤色、不知其繪、代々有沙汰未決、俊房云、良通トイフ云琵琶移セリ玄上ヲ彼撥面ノ文不可違、彼唐人打毬形也、

此の琵琶の撥面の繪紋、今は消えて只所々に赤色のみ残り。代々評定あれども未だ決せず。堀河左大臣俊房がいふやう、「良通」といふ琵琶は、玄上を模造せし由なれば、其の繪様は玄上に違ふべからず。然る所良通の撥面は、唐人打毬の圖なり。これによりて玄上の撥面をも察すべし、となり。さて此の良通といふ器の事は、階梯によれば、右大臣是公の孫藤原良通の琵琶を、字して良通と、音に呼びたる由なり。

或云、玄象吞青鉢之水、所以號玄象、又玄上宰相獻延喜帝、仍號玄上兩說也、但妙音院入道付玄上說歟、

或說には黒き象の云々する繪あるによりて、玄象とかけるもの、由、體源抄などにもいへり。又の說には、藤、諸葛の五男玄上ハルカミの參議より、醍醐天皇に献上したる品ゆゑに、玄上と呼ぶともいふ。但し近代琵琶の名手たる師長大臣、後入道せし妙音院は、玄上の獻せしといふに従はれし由なり。

(五) 鈴鹿

これは和琴の名器なり。和琴は箏の形に似て短く、絲六筋のものなり。

與玄上同累代寶物也、但毎年御神樂萬人持之、子細ザレバナリ不及玄上、玄上彈琵琶之人、以彈之爲至極、此號說有異說、未決其實、

毎年十二月内侍所の御神樂の時、何人も之を持つ。其の子細は、玄上に劣れるによりて也。玄上の方は、琵琶を弾く人の中にて此の器を弾くをば、至極規模の事と

するなり。此の和琴を、鈴鹿と名づけたることに就いて、階梯に、ある卿の抄に、昔伊勢ノ國鈴鹿の橋板を以て造れるからに、此の號ある由の文を掲げ、又文治六年五社百首の中、俊成卿の詠に、

鈴鹿川桐のふる木の丸木橋これもや琴の音にかよふらむ
とあるをも引きたり。

(六) 竈神

謹んで按ずるに、是れは神代より傳はる三足の釜なり。階梯によれば、三口ありて、一つを平野と申し、二つを齋火と稱し、三つを庭火と稱す。已上内膳司の内にあす。其の内平野庭火の御竈は、圓融院の永觀元年十月一日盜み取られし事、九代略記増鏡に見えれば、此の御抄にかゝせ給へるは、忌火の事なるべき由なり。

行幸他所之時、中納言已下供奉、尤可爲靈物、女房不忌之、男、主上之外不可沐浴也、

「行幸他所」とは、里内裏などに、移り住ませ給ふ時を申すか。さる時には衛士八人之を昇き、納言辨外記等供奉する由、西宮記にも見えたり。是れは増鏡烟の末々の段に、忌火といふにては、六月十二月御神事の御膳をば調じけり。庭火にて常の御膳をば仕うまつる。とありて、しばしも御宮を別にしたまふまじければなり。かくて女房は此の釜の湯をつかふ事を憚らず、男子は主上の外は、憚りて沐浴などに用ふ可からずとなり。

四五破但指合用之、不可説物也、

按ずるに此の句の上恐らくは脱文あるべし。しかくの譯にて、四つ五つに破れたりとなくてに、聞こえ難きをや。猶おもふに後深草院寶治二年十月の炎焼に、御竈の焼け損はれたるを、新に鑄直さるべきかとの評議ありて、遂に舊器の損所を修理せらるべきに定まりし由、増鏡に見えて、是れより先に損はれたる事舊注どもに其の沙汰なれば、「四五破但指合用之」の八字は、彼の時以來の事を後に傍記せしが、

本文に入りたるにてもあるべし。さらば脱文にはあらずして、不可沐浴也不可説物也とつゞきて、主上の外は憚るべき、云ふに云はれぬ靈物なりとの聖意とも、窺ひ奉らる。猶考ふべき事なり。

以上はいづれも、禁中のくすしく尊き品々の、由來を記させ給へるなり。

(七) 清涼殿

謹んで按ずるに、禁腋秘抄に「常にわたらせ給ふ殿なり。中殿とも云ふ。昔は仁壽殿を御殿にしつらはれたる時もあり」と見えたる如く、至尊は元仁壽殿を以て常の御殿と定められたりしを、村上天皇の天曆炎焼以後、此の清涼殿に移りおはしまして、常に御座ある所となりぬらむ。されば中古の物語草子日記の類にも、此の御殿の事あまた見え、間毎の稱、敷設の具に至るまで、それぐ故實もあり名物もあり、一わたりの解釋にては心得易からじと覺ゆれば、先づ初めに間毎の指圖、敷設のあらましを示し、尙解説しゆくに従ひて、用ある所に局部の細圖を

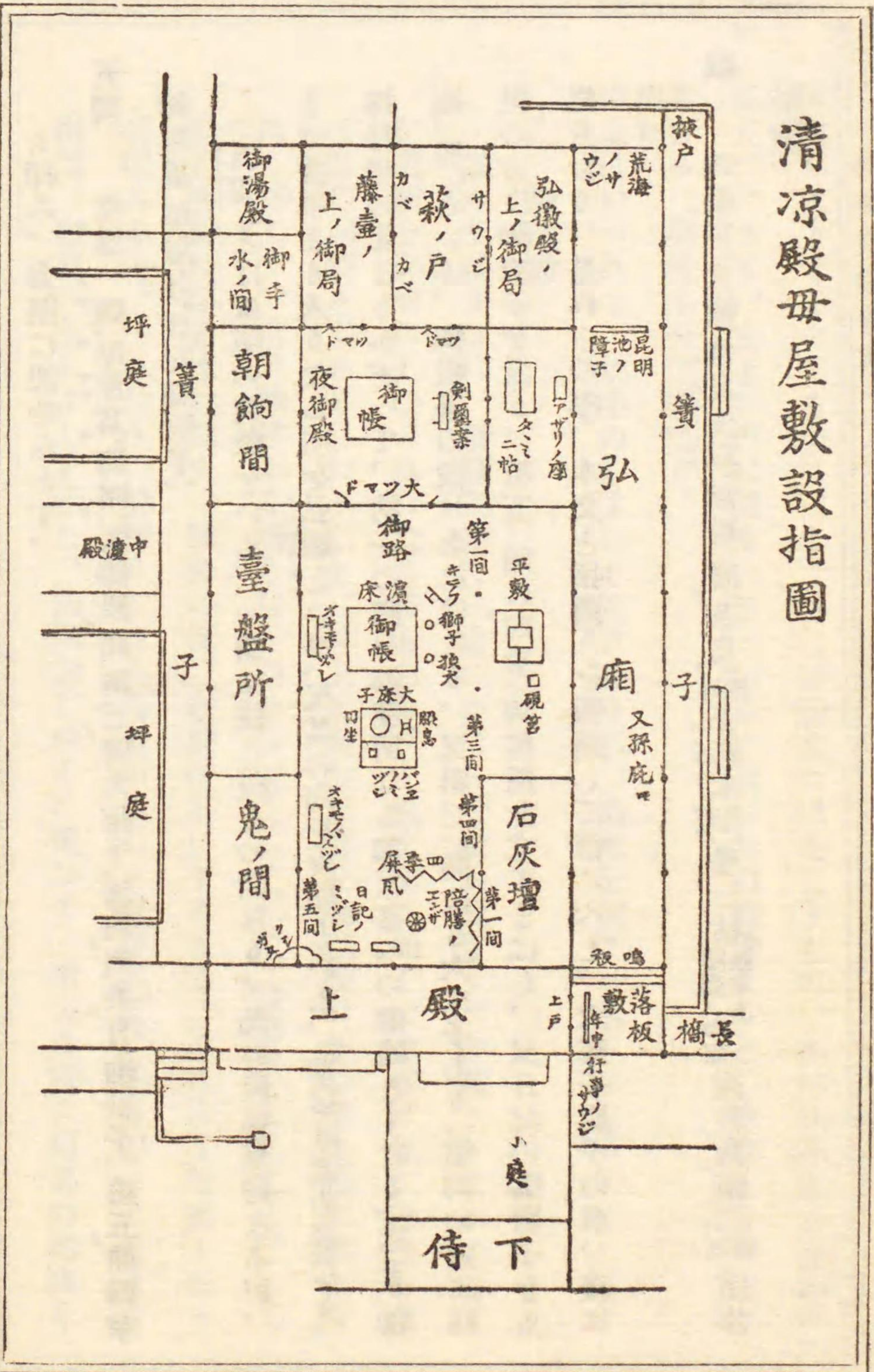
も挿み、參照に便せんとす、

五間 北第一間、母屋爲御路、次御帳間、第三間大床子、第四間奥有御厨子、第五間四季御屏風、母屋有日記御厨子、

「五間」とは母屋の間數をいふ。一間は柱と柱との間なり。此の殿は東向なるが、まづ簀子より入りたる所を弘廂といひ、又其の内を東廂といふ。母屋は其の奥なり。扱母屋の北よりかぞへて、第一の間を御座所なる御帳臺への御路とすなり。次を「御帳間」といふ。御帳臺の設けあればなり。又第三間にも大床子あり。第四の間には奥の方に御厨子を置く。第五間に四季御屏風を立てまはし、又日記の御厨子をも据ゑおく、是れらの事、本文と指圖とを對照して悟るべし。大床子厨子の事、後に出づ。

帳 四面有几帳、帷夏生以胡粉畫華鳥、冬朽木形、疊三帖、西柱角鏡二面、濱床如恒、

清凉殿母屋敷設指圖



獅子狛犬 在帳前南北、左獅子、

「帳」は第二ノ間に在る事、指圖にも註せり。四面に帷を垂る。夏は生絹キヌに胡粉ゴフンを以て花鳥の類をゑがく、朽木形クチキカタは織文圖會に圖あり。帳内は疊三帖にて、縷綱縁ウゲンレリなり。「縷綱」は錦の名なり。赤地に色々の糸を以て、花形菱形などを、縦筋の間に織り出でたる物なり。是れも亦織文圖會の中にあり。此の縷綱にて縁を付けたる敷物の事を、御座敷とはいへる也。東上とは、東の方を上とする由なり。西柱とは、帳帷を懸くる組骨クミノボネの、西方の柱にて、これに鏡二面を、東向にかくるなり。「濱床」は帳臺にて、高さ一尺ばかり九尺四方の床なり。四つにわりてさし合はする様に造れり。其のさま圖に就いて知るべし。公麗卿の説には、四方に洲濱の繪あり、仍て濱床と號すといへり。「獅子狛犬」は、左右に開きたる帳帷の裔スツの、風にあふられぬ爲に設くる鎮子なり。左の方を獅子とする定めとぞ。

平敷ヒラシキ 疊二帖ヒラシキ 中央茵一枚ニシトネ、中唐綾端中唐綾端 御劔在御座南端御劔在御座南端、御硯宮御座南板置御硯宮御座南板置、自中央

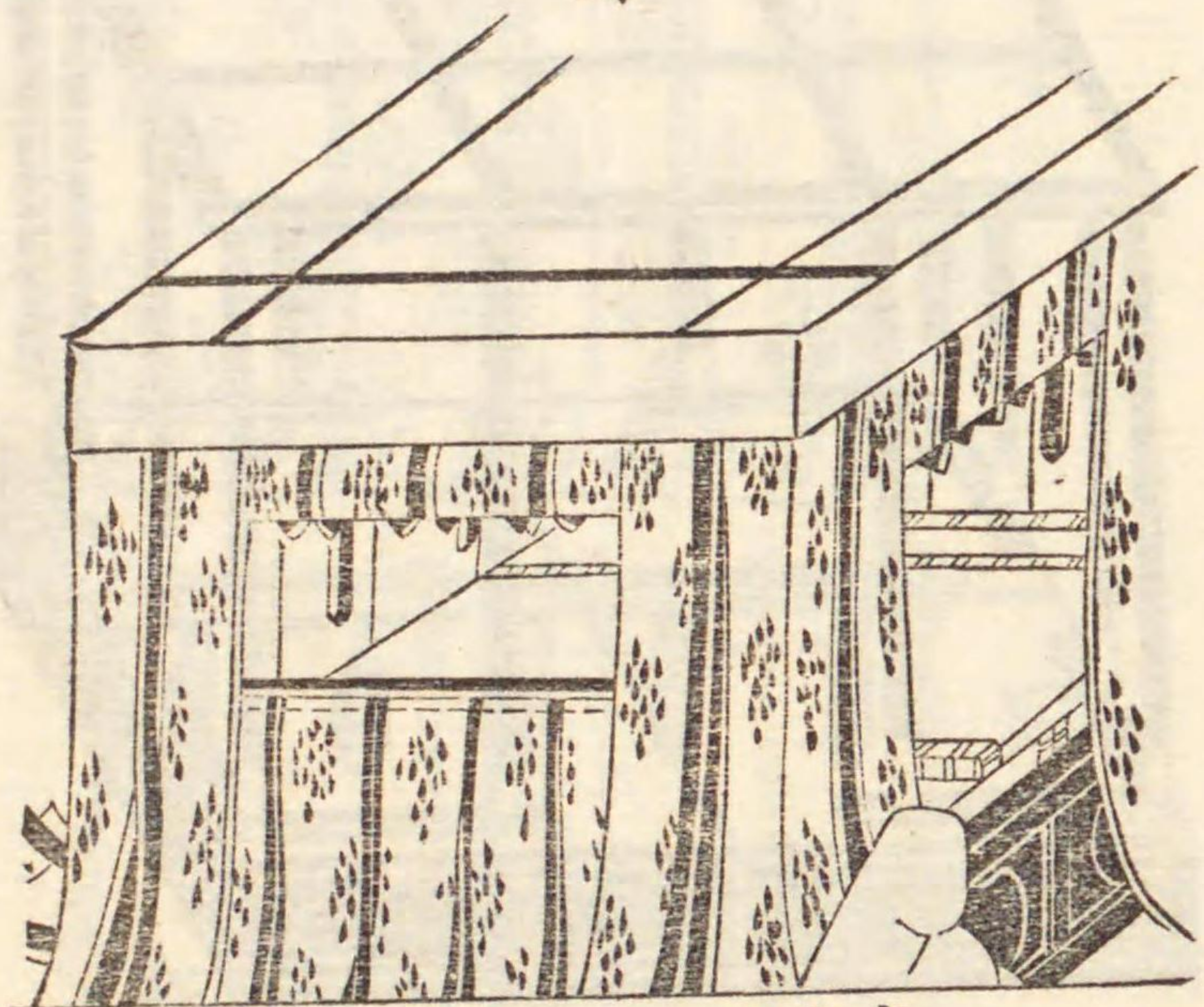
南方、瓦硯有^ニ筆臺^ニ水三尺、几帳御座北柱^ノ内立^ニ斜^ニ立^レ西裏也、

「平敷」は平座なり。帳臺の前、東廂に敷設す、疊二帖の上には真中に茵をしく、端は錦、中唐綾にて、俗に謂ふ鏡薄團なり。裏打とは絹を打ちて光澤を出だしたる也。御劔は右の御手の方に置く。鞘をば、東の方簀子^{スノコ}の方にするなり。又御硯筥も御座敷の右傍に在り。硯筥の中には、筆架^{フデカケ}並びに龜の形したる水入あり。惣體海部^{カイフ}の蒔繪なり。「海部」は本字海浦にて、海汀洲濱の景色などゑがける稱なり。「三尺、几帳」は帷四幅を綴ちつけて、高さ三尺の丁字形の骨子にかくるなり。表は朽木形常のとなり。裏は平絹、紐は黒赤縫ひ合はせて、上に蝶鳥をゑがくを例とす。

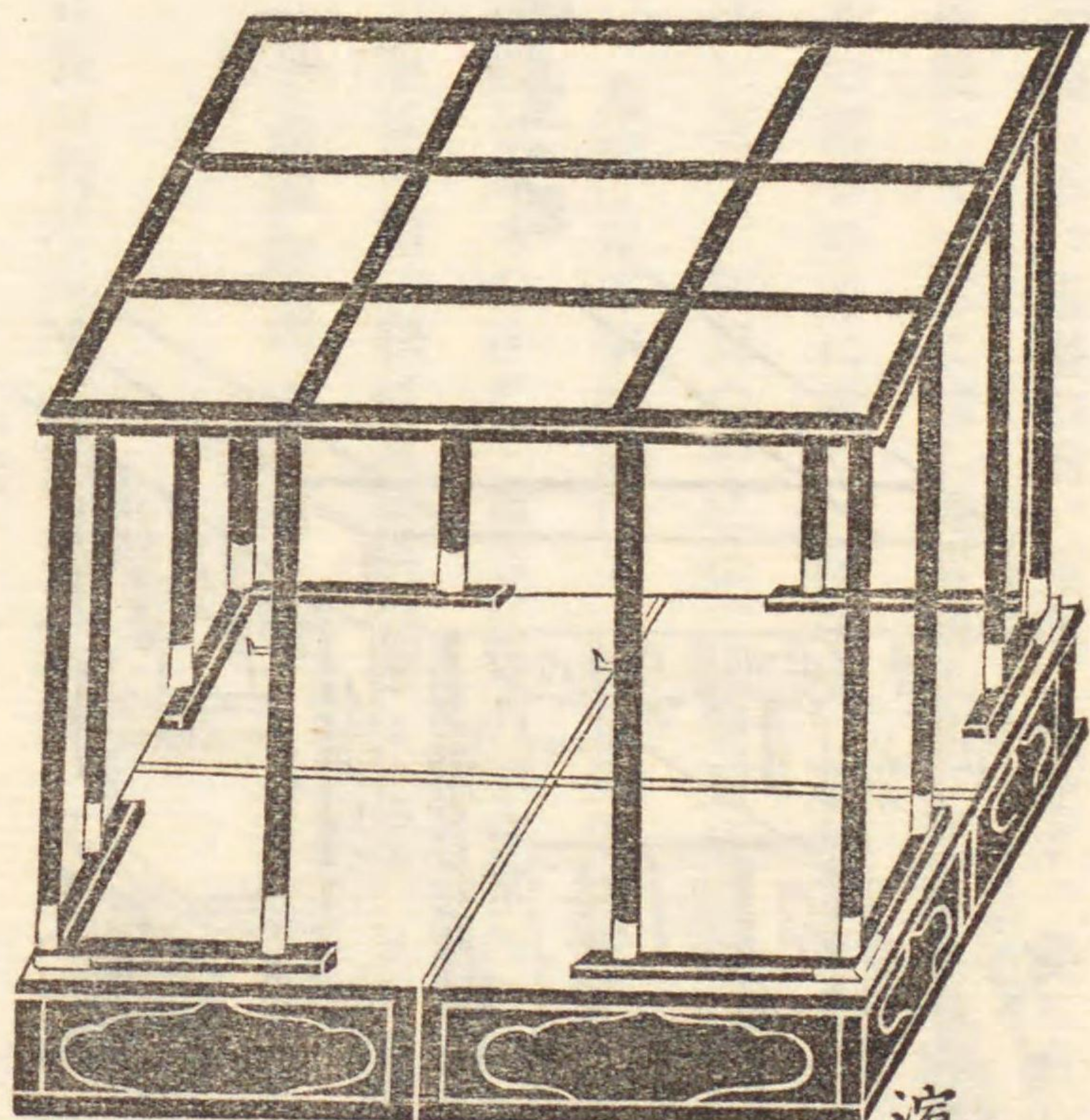
大床子^{ダイシャウジ}三脚 敷高麗非疊、端ヲ疊ノ弘サニシテ有裏圓座一、脇息一^{或二以南蠻繪}、御厨子二脚、

「大床子」は長さ四尺五寸、弘さ二尺四寸、高さ一尺三寸にして、机の如き臺なり。これを三脚さし合せたる上に筵^{ムシロ}を敷くなり。雅亮裝束抄に「大床子は其のてい上は

御帳臺の圖

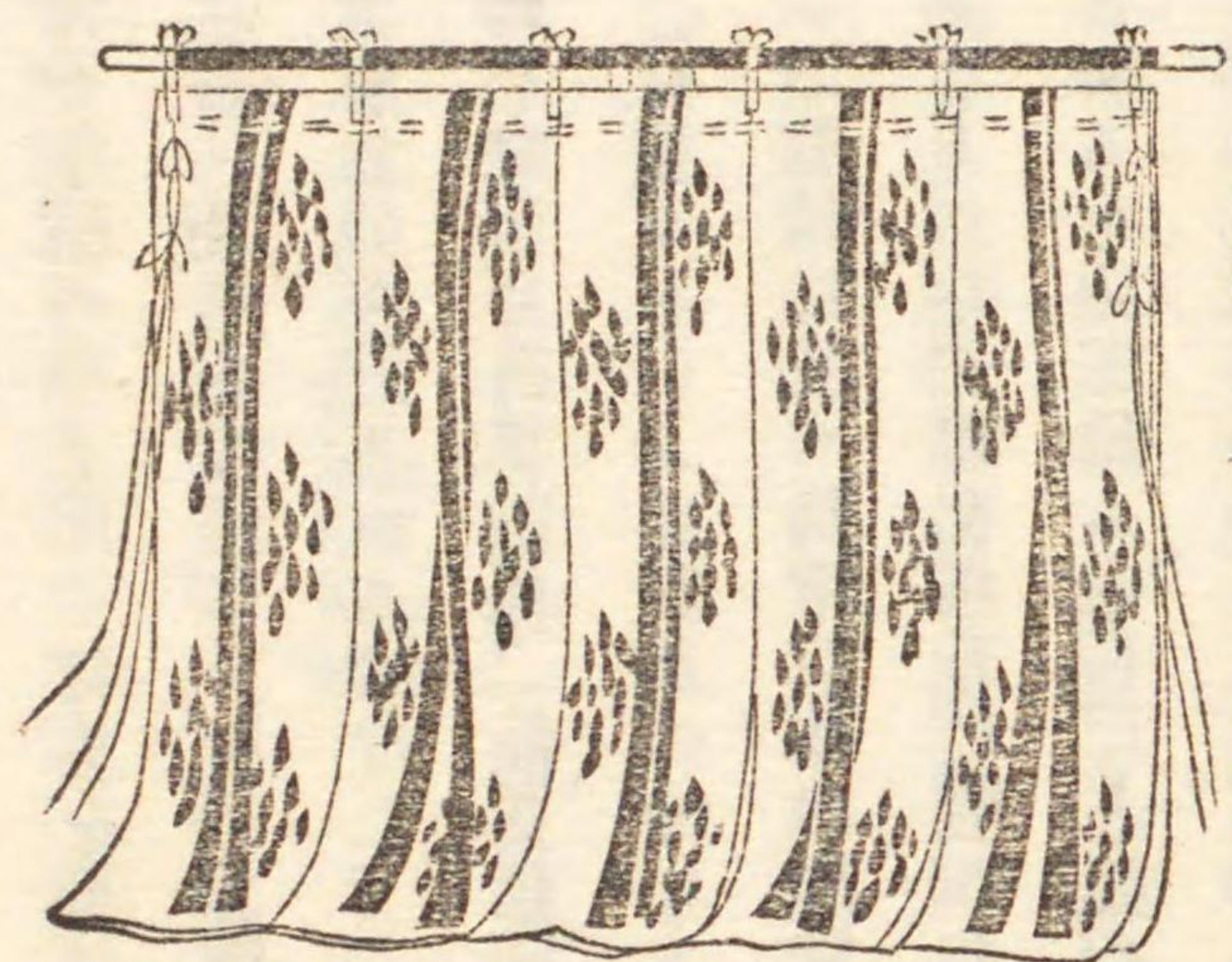


春日驗記
第二卷
中ふ出でり

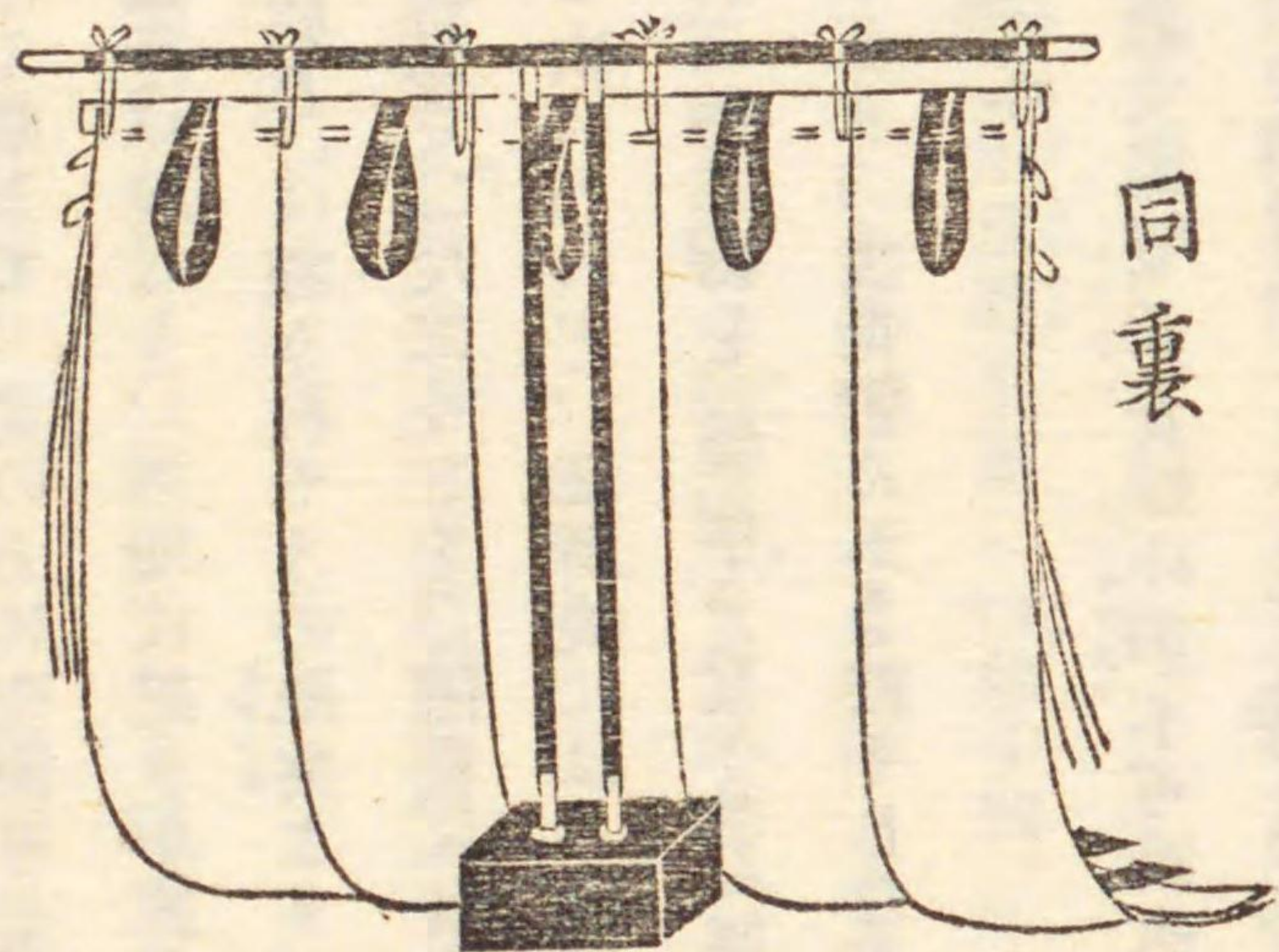


濱床

前の肱金三疋
犀の角を
かくる
料なり



几帳表



同裏

簀子にて、長さ三尺ばかり脚の高さ二尺ばかりなるを、二つさし合せて据ゑて、上に高麗をたゞ半帖のやうに、打裏を付けて敷きて、其の上に菅圓座スガを敷きたり」とあるは、私第における作法ならむ。「高麗」は綾なり、白地に黒き小紋あり。紋の形は菊花、雲形其の外定まれる式なし。「脇息」は細き机やうの脇突ヒツツキなり。圓座の南に御厨子二脚を立つ。高さ四尺、長さ五尺弘さ二尺二寸とぞ。階梯には山海經を引きて、「蠻繪」は蠻々といふ比翼鳥の繪なる由いへれど、錦所談には、西宮記に盤繪に作る是なり。盤繪は凡て鳥獸草花の形狀一物二物を、盤桓とめぐらし圓くゑがく故、盤繪といふなるべし。盤を濁音に唱へしより、後世蠻にかき誤りしならむ。集韻に、盤は曲也とあるを以て知るべし。と記せり。

日記御厨子二脚

近代不納二代御記、只雜文書等ナリテハ及女孀坏油不可説次第也、

日記御厨子は第五、間の奥に在り。元此の御厨子には、延喜醍醐天曆上二代の御記を納れ置かれたる由なるが、近代に至り、いつしか其の儀止みぬ。階梯に峰記を引き

て、後三條院の御時までは、彼れ是れ沙汰ありける由を載せられたれば、白河鳥羽兩院の御代頃より、只の雜書を置かるゝ事となりつらむ。さても女孀アブラツキが油坏などを入れおくに至りては論外の次第、云はん様もなし、となり。

置物御厨子二脚

上玄象、中鈴鹿、下ハ、笛ハ、篋ハ、部ハ、小水龍ハ、又ハ、笛ハ、二ハ、拍子ハ、四、

「置物御厨子」は御帳の後と、第四、間の奥とにすゑたり。上と中との棚に、壺を置き、第三の棚に笛の篋をおく。小水龍は笛の名物、狛コウも太もフト笛の名、拍子は拍子木なり。

石灰壇

四季御屏風三尺、南第一間、母屋御簾下、以東爲面、此御屏風内ニ有陪膳圓座、障

子皆唐繪、本文也、又燈籠毎レ間有ニ燈樓一

「石灰壇」は、土を築きあげて、板敷と等しくし、石灰にてぬり固めたる所なり。主上毎朝伊勢神宮を御遙拜あるに、地下に准じ給ひて、こゝに御する由、日中行事、禁腋秘抄等に見えたり。又一の間の中程に穴あり。塵など掃き入るゝ故に、塵壺チリツボと

いふ。御屏風の内なる「圓座」は、主上大床子の御膳オモきこしめす時、陪膳仕う奉る者の料なり。「本文」とは典故ある文をいふ。こゝは漢書の文によりて董仲舒を墨畫に物したるもの、由公麗卿の説あり。此の外廂の間毎に釣燈樓あり。事ある時は、燈樓を取りはづし、上より下れる綱を、上の方へ結び返して置く由なり。

弘廂ヒロヒサシ板九枚

北有荒海障子、南方手長足長、北面宇治網代、布障子墨繪也。二間與上御局キハニ之際立昆明池障子、閑院無上御局、仍荒海障子副二尺許爲路立之、南昆明池、北嵯峨野、小鷹狩、南切妻有鳴板ナルイタ、號見參板ミゼンイタ、付ネ也。

「弘廂」は又孫廂とも號す。こゝは板九枚にて張りつめたる也。北の詰に「荒海障子」とて、南の方は長脚人の、手長き人を負ひて水中に立ち、手長き人は手をさしのべて水中の魚をとらむとするかたをゑがけり。枕草子に「清涼殿の丑寅の角の、北のへだてなる御さうじには荒海のかた、生きたるものどもの恐るしげなる、手長足長をぞかゝれたる。上の御局の戸おしあけたれば。常に見ゆるを、にくみなどす」

とかゝれし此の所なり。裏面は宇治川にあじろかけて、氷魚ヒナをとらむとするかた、布張墨繪なり。又それより南の方に、昆明池の障子を立つ。これは衝立ツイタテさうじなり。「昆明池」とは漢武帝元狩三年に、南の方昆明國を伐ちたるに、かしこは水中の國にして水戦を能くせりとして、後長安城西廿里の所に昆明池といふを穿たしめ、水戦を習はしめられきといふ。其の林泉の景を圖せられしならむ。「閑院」は二條の南なり。元は冬嗣大臣の第なりしを、堀河天皇の御世より皇居となりぬ。當時本の内裏荒廢して、大方この閑院にのみおはせしなり。之を里内裏と申す。そこには「上御局」と號する室なければ、昆明池障子を、荒海障子に重ね立て、其の間わづかに二尺ばかりあけおきて、路とする由なり。「鳴板」は弘廂長押ナゲシの下なり。第一の板を踏めば、鳴るやうに、わざと打付けざるなり。拜謁見參の者、これより物するにより、見參ミゼンの板とも號すとぞ。

年中行事障子 向ムカヒ上戸立之、春東方也、人一人路程置立之、

「年中行事障子」も衝立障子なり。殿上の上戸に面して立つ。年中の公事の名目を両面に書きたてられしなり。春の儀式の名目かきたる方を東面にして、一人通行すべき程の道をあげおくなり。以上の調度敷設の次第などは、前に掲げたる指圖に就きて其の所在を知るべし。

(い)殿上 是れは前の圖にもある如く、清涼殿のうち身舎より壁を隔て、南にある室の稱なり。なほ委しき事は下に出だす圖に就いて見るべし。

六間上戸有、小蔀、主上覽殿、御物忌、時下之

一間は例の柱と柱との間をいふ也。石灰壇より鬼間までは四間なれども、端の方をば六間に割りて柱を立てしと、禁腋秘抄にも其の説あり。圖を見て心得べし。「上戸」とは落板敷より殿上へ出入すべき戸口なり。西の極に「下戸」といふあるに對す。「小蔀」は石灰壇の際と上戸との間にある小窓にて、格子をかく。殿上なる侍臣の振舞を、主上の觀察し玉ふ料なりといふ。御物忌として凶事その外御慎みのある

日には、蔀を下し塞ぎおくなり。

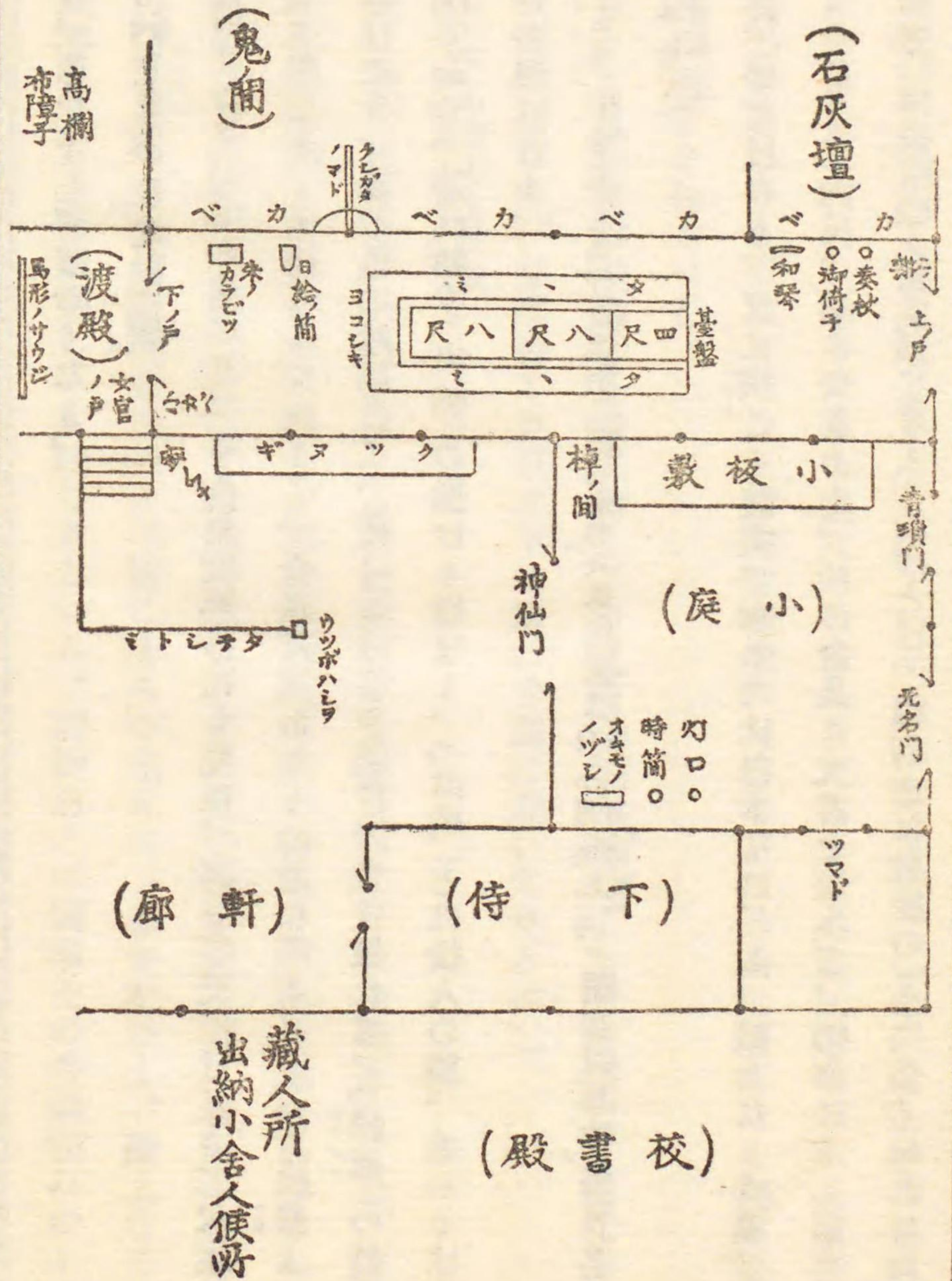
倚子覆出納、旦暮奉仕之懸棹

「御倚子」は一、間の奥に立つる由禁腋秘抄にも見ゆ。高さ壹尺三寸長さ二尺廣さ一尺五寸程なり。紫檀にて作れると、今鏡白川わたりの段に證あり。「覆」は塵よけのおほひなり。蘇芳色の練絹にて、夜はおほひを懸け、晝は撤して、「棹間」の竹棹に懸けておく。是れ朝夕「出納」の勤むる役なり。「出納」とは役人の稱、委しくは此の御抄の奥に在り。

奏杖在上戸邊、和琴置北、長押、臺盤、三脚切臺盤、大臣火櫃、自十月至三月、圍碁彈碁等、盤有臺盤、近代冬不置之、上古尋常置之


「奏杖」は文杖なり。又文挾フミハサミとも號す。大かたは白木なれども、殿上なるは黒塗りにして、長さ五六尺、端に金具あり。此の金具に文書を挟みて、御前にさし出すなり。「和琴」は後壁際の長押におく、「長押」とは、鴨柄また敷居の下に、長くわたしたる

殿上並下侍敷設略圖



板をいふ。こゝは下長押のことにて、床よりは一段高く押したる板なり。「臺盤」は殿上侍臣の食物を据うる臺なり。四尺の臺一脚、八尺のもの二脚、あはせて三脚なり。此のうち四尺なるを切臺盤とて、大臣の料とす。「彈碁」は碁彈きの玩具なり。今も正倉院の御寶物中にあり。

「簡」は日給の簡とて、侍臣殿上に出勤する者の名乗を記しおき、其の下に上番の日數を紙にかきて張るなり。之を放紙といふ。其の日數を以て、朔日毎に奏聞するを「月奏」と稱す。

扱この簡は、長さ五尺三尺、上方弘さ八寸、下七寸、厚さ五分、形  かくの如きを壁に立かけておくなり。禁秘抄に「奥の疊の奥末の方に、簡を立つ。殿上人の名を三段に誌したり。上は四位中は五位、下は非藏人なり。名の下に紙を押し、て上日を付く。放紙といふ。夜は袋に入る。晝は袋をたゝみて簡の下におく。其の

次に日記の唐櫃を立つ。」と記せり是れ朱塗の辛櫃なり。

横敷ヨコシキ前ノ在ニ硯地工寮進之白ニ春冬有垂幕夕陽之時下釣蔀

「横敷」とは臺盤の西方横に一帖しきたる疊の事、「白地檜」の硯宮は今の柳宮の製なるをいふ。柳宮はヤナイバコと稱し、三角なる白木の棒を紙捻カウヨリにて編みて、板に帖りて宮としたるものなり。其のさま後に圖を出だす。垂幕は南面ミナミオモテに懸くるにて、紫の絹なる由、西宮記臨時、四に見ゆ。六間ともにかけてす、暖簾ツリシドミの如し。釣蔀は今も堂社などにあり、釣り上ぐる蔀なり。これは空柱ウツボコシラの邊、沓脱クツヌギの前あたりにある由、禁腋秘抄に見えたり。

横敷 坤角柱付蘇芳綱付鈴召小舍人之時藏人引之是自二條院御時以後事也始用馬寮差繩近代爲例

「小舍人」は殿上の南の方、土間を隔てし、校書殿の西廂に詰め居るなり。之を召さん料に、鈴をば懸けおかるゝなり。近代は蘇芳色の綱を付くれど、始めは馬寮に

て用ふる、馬の差繩を用ひぬ。これは布にて製り色も蘇芳に限らず。小舍人の事は後に委し。

神仙門東三間、西三間也、

「神仙門」は、殿上六間の真中にあり。按ずるに此の一句は、上の『六間』とありし所の傍注なりしが、錯亂せしものなるべし。凡そ殿上は六間、神仙門を中にして、東西三間づゝなる由をいへるなれば、殿上六間とある所にあらば、注脚とも見ゆべし。こゝにはいとつきなき句なり。

小板敷西有棹間小庭時簡膳棚燈樓

「小板敷」は殿上の南第一間より二三間までにかゝる、沓脱の少し幅廣きなり。「棹間」は御倚子の覆をかくべき、棹のある所にて、此の棹は鳥羽天皇保安元年七月、少將實衡兵部大輔資信と殿上にて鬪諍せし時、資信此の棹を取て實衡を追ひし事ありしより、打付けられし由、百練抄著聞集などに見えたり。「小庭」は無名門の西、神

仙門の東の中庭なり。「時ノ簡」は時刻毎に其の簡を立つるにて、内豎て殿上童のする役なり。「御膳棚」は御鷹飼の鳥、四府の鯉等献上物などを載せおくなり。燈樓また此の小庭にかく。晝は御膳棚の傍におく由、禁腋秘抄にあり。

(ろ)下侍

これは殿上の小板敷より、小庭を隔て、向に在り。

三間、有炭櫃、四面敷疊、號侍臣亂遊所也、如折松於此所也、或又酒宴等於此所行之、清華人近代不着之、

「下侍」は三間の室にして、炭櫃の四面に疊を敷くとなり。「折松」は松明なり。火を焚く時松を折りたくなり。「清華」は華族の人々にて、三公にも任せらるべき家格の人をいふ。昔は侍臣等と共に、下侍に來たりし例もありしなり。

(は)渡殿

殿上の西の方、下戸よりつゞける廊なり。

二行各二疊敷黃端、公卿在殿上之日、諸家非色又着之、不然之時、可然之人不着之、

二行に二帖づゝ黃縁の疊を敷く「公卿」とは三公すなはち三大臣攝關等を公と云

ひ、大中納言三位以上の人を卿と稱するなり。參議は四位なれども、亦此の中に入る。是れら高貴の人々、殿上に列坐する時は、座席せばきによりて、身がらよき花族諸家を論せず。「非色」とて禁色を聽りざる輩は渡殿に着坐する由なり。一本に「非色」の字なし。禁色とは、男女に通じて、黃櫃、黃丹、青、紅、紫色の服着ることを、禁制せらるゝなり。猶委しくは、下巻典侍の禁色の條に注すべし。

北方副高欄立布障子、二間、立柱畫打毬、向、下戸、横女官戸ヨリ路ヲ通テ立馬形障子、

號波禰馬也

禁腋秘抄日記の唐櫃の事を記せる次に、「そばの柱に配膳の番をかきて押したり。末に脇戸あり、下戸といふ、傍の壁を小壁といふ云々小壁の外に南に向きたる脇戸を「女官戸」といふ。女官是れより小庭を通る道なり。其の前にうつば柱あり云々、下戸の末二間渡殿といふ。黃縁の疊を二行に敷きて、衝立障子を立てたり。「馬形障子」といふ。裏に打毬をかく。南のやり戸を「高遣戸」といふ。殿上人參る道なり」


とあるにて、此のわたりの有様おほやう知らる。猶指圖に照らし合せて悟るべし。扱北の中庭に向ひたる欄干にそへて、臺なしに柱を立て、布張の障子を打ちつく。その畫は、馬形障子の裏の畫とおなじく唐人毬を打つ圖なり。

其西南二間有遣戸、其下一間ヲ籠テ下女居住、如手水物置、燒火置水、自中古事歟、高遣戸侍臣已下參所也、

西南二間なる遣戸は、即ち高遣戸なり。此のわたりの次第も、指圖に就いて見るを便とす。くだくしくいはじ。

(に)鬼間 清涼殿の身舎よりは西南の角にて、殿上ノ間よりは北にあたる。「鬼ノ間」としも稱ふるいはれば、壁に「白澤王」の、鬼を切る圖をゑがきたるによれる由、御抄の文にて知らる。階梯に守覺親王記に、勇士一人劍を提げて鬼を追ふが如し云々とあるを引きて、鐘馗の像なるべしといひ、夏山雜談に、白澤王は李將軍の事なり。名目はハクタ王なり。假名はハカタ王なりと記せり。

二間、格子也、南間常不上、有覆簾卷之、其中南北行立御厨子、置御膳具、南壁白澤王切鬼繪、櫛形小障子、夾柱有之、

禁腋秘抄に、西向南一ノ間、格子をおろして御膳の御厨子を内に立てたり。北の間は御簾を上げ」とあり。「覆簾」は格子の外に簾を懸くるかと、階梯の説なり。「白澤王」の事は上にいへり。櫛形は窓の名なり。櫛の形に似たればなり。夾柱有之とは、 かくの如くなるをいふ。小障子、一本北障子ともあれど、共に聞こえず、衍字か猶尋ぬべし。また有之を、有二とかきたる本もあれど、論なく非なり。

(は)臺盤所 これは鬼ノ間の北並びなり。常に女房の詰め居る所にして、それが食事のため、臺盤を据ゑおくからに、しか名づく。男の殿上に於けると同じ。全く御内儀ともいふべく、男子は出入かなはぬなり。

三間北間、朝餉方敷黃端疊、東倚子、其南女房簡、入辛櫃也朱塗臺盤、上有御膳棚、二階火櫃一、圍碁彈碁等同殿上、

朝餉ノ間に隣れる所には、黄縁ノ疊を東西行に敷き、その前東の方に御椅子を立つ。これは黒柿製なる由、階梯に見ゆ。「女房ノ簡」は、女房たちの名、勤番を記す料にて、其の制よろづ殿上の日給ノ簡に同じ。其れと並べて唐櫃をおく。臺盤ノ上とある、上はホトリとよむべし。中ノ間に女房の食物を置くべき、白木の二階棚あり。其の外、火櫃の類、皆殿上の如くに設け置く由なり。

中間臺盤東黒漆厨子、上置菓子等、其南立馬形障子、鬼間方奥一間出也、疊中并南間紫端臺盤所三間のうち、中間に臺盤あり。日中行事略解に載せたる、紀若州宗通ぬしの著されし圖には臺盤を南の間にかゝれたれど、此の御抄によりて考ふるに、さばなきが如し。此の外彼の圖には、いかゞと傾かるゝ所なきにあらず。又馬形ノ障子も、彼の圖および禁腋秘抄の圖に、鬼ノ間の隔ての障子に立て添へて、南の端にかゝれたれど、此の御抄に、「鬼ノ間方奥一間出也」とあれば、中ノ間の際なるべく思はる。指圖を見合せて悟るべし。扱この中ノ間并に南の間とも、疊は紫縁を敷かるとなり。

長押下二間、是渡廊籠也、南有格子、二間北遣戸一間、常不レ上二間際程副北立馬形障子、西立布障子、其外號切簾一間懸、遣戸御簾二間也、

「長押ノ下」とは、北ノ間より西の方に渡廊あり、之を「落長押」ともいふ。その二間をいふ也。南の方は二間とも格子なり。北の方の一間は遣戸、一間は蔀なり。「蔀」は平人の家の、雨戸にあたるものにて、格子に板を張りたるを、長押より釣り下げおくなり。開くる時は之を釣り上ぐ。然るにこゝなるは常に上げず。下げおほひたるまゝぞとなり。其の外とは西の布障子の外なるべし。切簾とは鴨柄より床までの長さならで、半分程にて切りたるをいふ。遣戸御簾二間也とは、遣戸より蔀にわたりて、二間に御簾かくる由ならむか。

抑臺盤所東北障子、到鬼間和繪也、

又立返りて臺盤所の事になるなり。北の方朝餉の隔ての障子より、東の方身舎の隔ての障子まで和様の繪なりとぞ。繪様詳ならねど、一説に彩色したるを和繪といひ

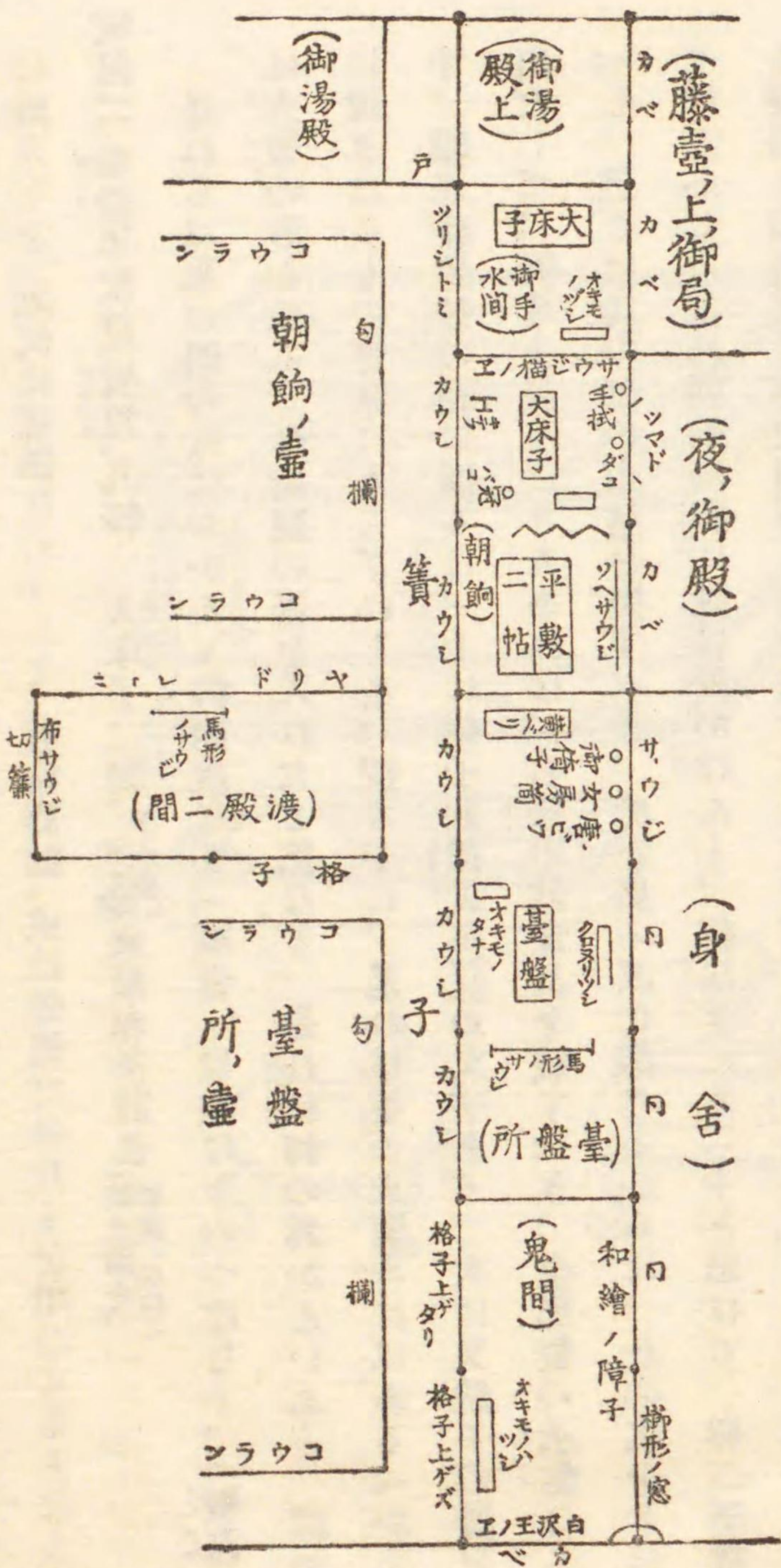
習はしたりといふ。

(へ)朝餉 臺盤所の北隣なり。年中行事歌合の註に、朝がれひと申すは天子の御膳を供する所にて侍り。かれひとはかれたる飯にて侍るにや」とあり。日中行事に、朝餉のおものまゐる得選女官、御臺をもちて臺盤所にまゐりて、おもの棚に置く。あからさまにも臺盤の上に、おほやけものは置かぬ事なり」とも記せり。ここは女官の陪膳にて御膳さこしめす所なり。

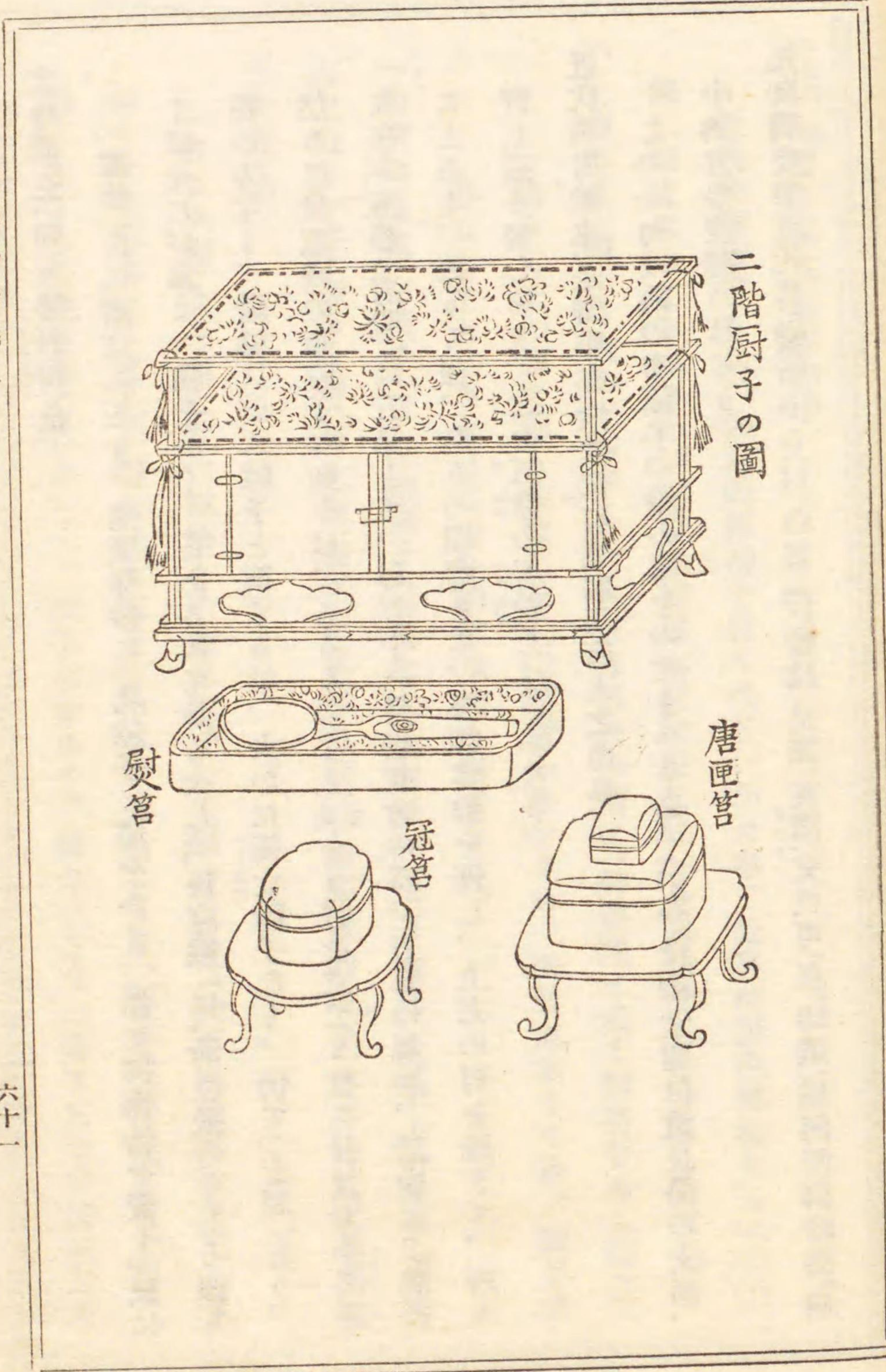
二間、南平敷二枚、北東北立屏風、夜御殿、方有副障子、御屏風内外案、御調度、二階一唐匣、第一、硯筥螺鈿厨子二脚、非螺鈿只近代時、變繪或以薄押

朝餉二間のうち、南の方に北を上として、平敷の疊二枚、東北ともに絹ばりの屏風を立つ。「副障子」とは、唯壁などに副へ、寄せかけておくものなり。御調度は御道具といふにおなじ。「二階」は二重棚にて、その上面に錦を張るなり。「螺鈿」漆塗の中に、美麗なる貝をさまざまの形に切りて嵌入し、飾りとしたるものなり。昔はこれ

清涼殿北廂各室并簀子渡殿指圖



に限りしを、近代は螺鈿ならずして、盤繪蒔繪、或は銀箔だみたるを用ひらるとなり。
 冠筥二唾壺^{ダコ}手拭筥^{ノシハコ}熨筥^{ノシハコ}几帳一、大床子二脚^{一在御手水間}火櫃^ハ春冬計也^{圓火櫃也、廻書三和繪}
 是れらは北の間の方におかる、御調度なり。「唾壺」は唾はきのつぼなり。「熨筥」
 は火熨^{ヒノシ}の形したる、金屬製の器を入れたる筥なり。是れは何の爲かといふと、詳か
 に説きたるもの管見に入らざれとも、按ずるに、是れは眞の火熨斗^{ヒノシ}にはあるべから
 ず、類聚雜要抄の圖に據るに「上に銚子並提置^{ヒサグ}之」の文字あり。次に又銚子の圖を
 出だして「熨斗上置^{ヒサグ}之」ともあれば、右様の飲食具を載すべき、金屬製の承盤^{ホシ}なる
 べし。然るに其の形の布帛を熨^{ヒノシ}すべき、火を盛る具に似たるからに、此の名をおほ
 せけんかし。是れ朝餉の間に設け置かれんと、縁なきにあらずと思はる。扱二階棚
 も唾壺も拙著宮殿調度圖解に圖を載せたれば、茲には雜要抄によりて、二階厨子冠
 筥熨斗等の圖のみを出だしたり。
 臺盤所方障子和繪、御手水間方障子畫猫、後涼殿障子如渡殿無土居立小柱打付、有用



之時撒之、如^ノ五節肩脫也。

「畫猫」には謂はれあり。禁腋秘抄に「北障子に猫をかく。棚に御撫物を置く。鼠にくはせじが爲に、猫をかく」とあるにて知るべし。「後涼殿」は、清涼殿のうしろ即ち西の方なり。階梯にいふ障子と稱するは、大かた衝立障子なり。仍て「土居」あり。然るに後涼殿の布障子の如きは、さるものなく、小き柱を立て、打ち付けおかるとなり。「五節、肩脫」は五節とて、毎年十一月新嘗會の時、五節の舞姫、禁中にて舞ふことあり。終りて後、殿上の淵醉とて、公卿宴醉を催し、上衣の肩を脱ぎて、所々押し巡る習しあり。之を五節の肩脫といふなり。

近代引馬繪也、是僻事也、宗忠記打毬騎馬唐人之由也。

この一句は前の布障子の繪の事をのたまへる也。「宗忠」は御堂關白道長公の玄孫、中納言宗俊卿の息なり。

凡御調度等近代蒔蠻繪^白又以^白箔押蠻繪、是無^{イハレ}其謂、文只可在^ニ時議、堀河院御時蒔桐

竹^黄蒔^時簀子南立馬形障子、

近代御調度どもに、銀箔の模様を付くれどいかゞ也。故實は彩色模様たるべし。但し時宜にもよるべきか。其の譯は堀河院御時には、金蒔繪せられたりとなり。

(と)御手水間 謹んで按ずるに、主上毎朝辰の刻に、御湯殿に於て御湯をめし給ひ、終りて此の間に移りおはし、御鬢かきをさめ、御裝束奉りて後、御手水參るとなり。さればこゝを御手水間と申すなり。

一間兼朝餉^ヲ爲^ニ中障子、立置物厨子一、其北立大床子一、上有圓座、凡主上御座不可^レ向西之由在^ニ江記、御手水可向^レ北也、嘉保行幸院之時、^相御劔置御座、東、是不可^レ向西角樣可^ニ着座也。

「御手水間」は一間にて、朝餉との中を障子にて隔つる也。御手水北にむきてめすやう日中行事にくはし。即ち「大床子につかせおはします、圓座の前に御脇息あり、御手をこして袖をからげずして、御手水をめす。御たなごひの箱にある手拭をとり

て、御手を拭ふなり。大かた主上は西向に座し給はずといふ故にや、御手水の間西むきなれども、大床子は北へ向きて立てたり」とあり。「嘉保」は堀河天皇、院は白河院なり。相撲御覽のため行幸なりし時を申す。此の御時西の坪に向ひ給ひしかども、御劔は御座の後即東方におかせられぬ。是れ北に向かせらるゝ由にせしなり。且又かゝる折には、まほに西にむかひ給はず、角様にすぢかへて座し給ふとなり。

(ち)夜御殿 ヨル オトド 朝餉、間の東にて、主上の御寢所なり。

四方有妻戸、南大妻戸一間也、御帳同清凉殿、東枕、東疊、御座敷也、御枕有二階奉案、御劔神璽、皆有覆蘇芳也、御劔東南御帳、四角有燈樓、又帳、西南敷疊爲女房座、

「御帳」は晝、御座のと同じ。禁秘抄にも「夜のおとどは、御帳日の御座の如し。四の隅に燈爐あり云々、御帳の御枕のかたに、つ角の二つ、あとの方に鏡かけたり。日の御座に同じ、御床など此の所に立てらる。板敷の下、濕氣をさらむため、三尺ばかり深く掘りたるよし云々」と見えたり。劔璽を奉案する棚は、帳臺の外に在り。

又帳の隅の所にあたり、天井より燈樓を釣り下ぐるなり。

(り)上御局 號藤壺、上御局 此處は夜御殿の北隣にして、女御たちの侍候する所なり。藤壺

の上、御局とも號するは、藤壺は女御の曹司の名にて、そこに常は住まはるゝ女御の、主上の御居間ちかく參う上らるゝ時、此の室に伺候せらるゝ例なればいふなり。なほ藤壺以外の曹司なる女御たちも、こゝに伺候せられけめど、藤壺はあるが中に一の女御なれば、此の外の女御たちをも、此の一人にかねて名づけられしならむ。藤壺の事は後に云ふべし。

后、女御、更衣參上所也、近代爲御所、

「女御」は大かた三位已上の格にて、大臣などの女、「更衣」は四位程の身分にて、大中納言らの女、主上の枕席に侍するなり。大鏡に「藤壺弘徽殿の上の御局は、程もなく近きに、藤壺の方には小一條の女御子弘徽殿のには此の后村上下ノボ安子ノボ上りておはしましあへるを、いと安からずおぼしめして、えや静め難くおはしましけん。中へだ

ての壁に穴をあけて、のぞかせ給ひけるに云々」などかけるにて、女御參上、所なるを知るべし。近代は主上のおはしまし所にもなりぬとなり。

(ぬ)萩戸 藤壺上、御局より東の隣なり。禁腋秘抄に「萩戸の前に、小萩うるたり」とあれば、それによりかくは名づくるか。古今著聞集十九に、馬形の障子を金岡がかきたりける、よるく離れて萩の戸の萩を喰ひける由云ひ傳へたる此の所なり。

又常御所也。

是れ亦主上の、常のおまし所なり。

(る)上、御局號弘徽殿上御局 弘徽殿と申すは、清涼殿の北に隣れる御殿の名にて、皇后の常におはします所なり。さるは皇后の清涼殿の方へおはしましては、此の室に物し給ふ例なる故に、然稱せりと見ゆ。

是御行ナド有ル也、女御更衣可參上、

是れへも主上出でましある也。枕草子に、一條天皇、定子中宮、此の所におはしまして、清少納言に物書かせ給へりし事あり。又上に引ける大鏡の文によりても、皇后のおはします所なるをも察すべし。然れども女御更衣たちも參上する事ある由なり。

(を)二間フタマ 此處は護持僧の候する所にて、弘徽殿上、御局には南隣、夜御殿には東隣なり。前に掲げし清涼殿指圖を見合すべし。

敷疊二帖、北間向妻戸敷阿闍梨座牛疊、南間如御講之時、懸本尊寄障子也、

「阿闍梨」は僧の職名にして、もと梵語なり。譯して軌範の義となる由、釋氏要覽に見ゆ。僧の師範たるべき謂なり。「本尊」は觀音菩薩の像をいふ。これにて清涼殿の條は終れり。

(七) 南殿

拾芥抄中禁中所々、異名とある條に「南殿云紫宸殿」とあり。本殿は禁中南面殿

の第一にして、結構はた頗る大なるを以て、打まかせて南殿とは稱する也。禁腋秘抄に「節會、二孟旬、主上東宮御元服など行はる」と記せるが如く、元は尋常の節會公事、夏冬二季のはじめ群臣に酒たび、政きこしめす儀式等に臨御ありし所なりしが、大極殿頽廢の後、即位大嘗會の大儀を始め、毎年の朝賀も終に此の殿に於て行はるゝ事となりぬ。

御帳如^シ恒^無帳^ニ有^ル獅子狛犬、立^ツ御椅子、北障子號^ヲ賢聖障子、^{賢聖}色紙形近代不^レ書^レ本文、^{彼等藝能也}

南殿は九間四面なるが、身舎^{モヤ}の中央に御帳臺を設けると恒の如し。但し尋常寢殿の帳臺の如く、内に几帳を立つる事なし。御帳の外に「獅子狛犬」を置かる。これはもと風鎮にして、且は威嚴をも添へられん爲の具なり。扱北の障子に、賢聖の像を畫く。之を「賢聖障子」と稱す。圖毎に、上の方に色紙形を畫く。其は彼の聖人たちの德行才能を記して、賛詞を書く爲なるに、近代は其の沙汰なしとなり。本文とは

漢籍に出典ある文辭をいふ。

抑々此の賢聖障子は、古今著聞集などに據れば、宇多天皇の寛平年中に、巨勢、金岡をして圖せしめたるを始めにて、其の後しばらくかき改められ、元は德行才能をつらねて賛せられたりけむを、後にはさやうの事に堪能なるものなくなりて、終に賛詞をかゝず、色紙形のみ空しく押されてぞありけらし。

此障子裏方畫^ニ唐花^ヲ、御帳間^ノ戸^ニ畫^ル獅子狛犬、障子上^ニ畫^ル負^レ書^レ之^ノ龜^ノ本文^ノ心^ノ障子^ノ戸^ノ三也、

賢聖障子の裏、すなはち北側には唐花の模様をゑがく。又表面御帳設けられたる間、即ち中央の戸は、上の方に書を負へる龜、下に獅子狛犬をゑかくとなり。本文の心とは、階梯に書經洪範の注文を引かれたる如く、禹の洪水を治め功成りし時、神龜文を負うて出でて瑞を呈したりといふ。其の意をとりて畫きしなり。これを中央として、左右各四間（一間は一丈五尺なり）一間毎に異朝の賢人四人つゝを三十人畫きたり。其の人名左の如し。

第一、間	魏徵	杜如晦	房玄齡	馮周
第二、間	第五倫	張良	璩白玉	諸葛亮
第三、間	蕭何	子產	劉禹	管仲
第四、間	仲山甫	太公望	傅說	伊尹

中 負文龜

獅子 狛犬

右	第一、間	叔孫通	賈誼	文翁	董仲舒
	第二、間	倪寬	薛武	鄭玄	桓榮
	第三、間	班固	陳寔	楊雄	羊祐
	第四、間	帳華	杜預	虞世南	李勣

次に障子、戸三也とは、九間の障子のうち、中と左右の端と、三所は戸なりとなり。御帳外南面母屋廂無指物、南格子常下上額間、但又皆上常事也、此仔細不審事也、推之只

夜下晝上歟御拜之時上額間與東第一間也。

御帳以外に南の母屋廂間とも、さしたる物を設けず、南廂の格子は、常は額間ばかり上げおく。「額間」とは廂間の真中にして、額をかけられたる下なり。故に額間といふ。凡そ格子は皆がら上ぐるも常の事なるに、大かた下しおくはいかゞ、其の仔細推し量り給ふに、唯夜は下し晝は上げおくべきものかとなり。九月十一日例幣御拜の時には、額の間と東第一の間とを上げると、例なりとぞ。

御後節會日下、只時萬人乍着沓往反、節會日人不着沓往反、凡主上渡御南殿之時、非職之侍臣候脂燭留西妻戸下不入御後也。

「御後」とは、賢聖障子の背後なり。拾芥抄禁中所々異名の條に、御後云北庇ともあるにて知るべし。節會の時は、此の北庇の格子を下すなり。又禁腋秘抄に、出御の時御後へは職事の外入らず。出御あらざる時は、地下に准じて、沓はきて御後の中をとほるなり」とあるを、此の條に合せ見て得會すべし。「非職」は藏人ならぬ者

をいふ。「脂燭」は、和名抄に紙燭とかけるに同じ。松の細木に紙をまき、油を浸して火を點するなり。

常御所殿隨時不定、但清涼殿本也、或兼飛香舍爲御所、后女御飛香舍弘徽殿已下皆有例、東宮弘徽殿、后有同殿例、凝華舍昭陽舍ナド也、執柄昭陽舍、或飛香舍有例、

主上常の御殿は、紫宸殿なるべきなれど、時代に隨ひて定まらず。但し近世清涼殿に御座あるを本とす。或は飛香舍とて、清涼殿よりは西北の隣にあたる一舍をも兼ねて、御所としたまふ事あり。皇后女御などは、弘徽殿(清涼殿の北隣)飛香舍以下の殿舎におはすると例なり。又皇太子は弘徽殿あるはその後なる凝花舍、また東側の昭陽舍といへるに御座あり。執柄大臣も亦昭陽舍飛香舍などを、直廬とて宿直休息所に充てらるゝ事も、例ありとなり。是等の殿舎の所在、宮殿圖解について見よ。

(八) 草木

禁庭草木の由緒あるものを取り集めて、こゝに掲げ記させ給へるなり。

南殿櫻在紫宸殿巽角、是大略自草創樹歟、貞觀此樹枯、自根纔萌、坂上瀧守奉勅守之、枝再盛云々、其後延喜御記群列櫻木東頭、ナド有之、

「南殿櫻」は殿前階級の東にあり。左近衛の武官、此の木のままへより南へ陣列するなり。因て左近の櫻といふ。花は一重なると、徒然草に「吉野の花左近の櫻皆ひとへにてこそあれ」ともかけるにて知るべし。

此の木は桓武帝の、宮城御草創よりありしにか。清和帝の貞觀中に枯れたりしが根より纔に萌え出でたるを、坂上田村麿の孫、大和守瀧守勅を承けたまはりて、此の樹を守りつくろひければ、枝葉再び盛になりぬといふ。其の後醍醐天皇延喜の御記によれば、群臣此の樹の東頭に列せし事などもあり。これは此の木の守りのためなりといふ。

天徳燒失爲灰燼、後康保元年十一月被裁、則枯、二年正月又被裁、同三月有花宴、

「天德」は村上天皇の御世なり。内裏焼亡の時、此の櫻樹もやけ失せたる也。さて同天皇の康保元年十一月栽ゑられたるは枯れ、翌年正月又栽ゑられしは東都より移し物せられしなるが、白砂根を埋め、朱欄朶を迎へ、日を逐ひて鮮明なりしかば、三月に至り遂に花の宴を開かれ、日中より夜半に及ぶ迄、上達部古詩を詠じ新歌を誦して、愛翫せらるゝと河海抄(源氏物語花宴)に見えたり。

兩度之間、一重明親王家樹、一自西京移栽之、其度々燒失、每度栽之、近樹堀河院御宇已來木也、

前に記し給へる兩度の植ゑ替へは、始め醍醐天皇の皇子重明親王の御庭にありしを移し、それ枯れて後のは、西の京より移しゝなりとぞ。然るに階梯に引ける大江昌時記にも河海抄にも、東都とかけり。度々燒失したる後、堀河院嘉保元年内裏新造の時、更に栽ゑられたるが、此の御世頃までありしにや。此の櫻は桓武天皇延暦遷都の時は梅なりしを、仁明天皇の時櫻に替へさせられし由、階梯に説あれど、文

長ければ略せり。

同橋 遷都前人家樹也、康保二年正月廿七日仰左右近府被移、

此の「橋」も紫宸殿前、階段の右側、左近櫻に相對して立てり。右近府此の樹のほとりを上にして、南方に陣を立つる故に、右近の橋といふ。扱此の樹はもと桓武天皇の奈良より此の地に遷都ありし前、橋大夫何某の後園に立てりし儘なりといふ。然るに村上天皇天德三年の比枯れたれば、更に移し植ゑられしも、又燒けたるを以て、康保二年に右近府に勅して、木ぶり恰好なるを尋ねて、移し植ゑしめられしなり。階梯にくはし。

中殿東庭竹臺二、

「中殿」は清涼殿を申す。「東庭」は清涼殿の前庭なり。禁秘腋抄に「石灰の間の前に河竹の臺あり。仁壽殿(紫宸殿の北清涼殿の東)の西面の北の方には、吳竹の臺あり」と見ゆ。その所在、内藤廣前翁の著されし大内裏圖に注されたり。扱臺は井桁の如

き四角なる中に、植ゑられたるなり。又河竹吳竹の別は、徒然草に「吳竹は葉細く河竹は葉ひろし」とかけるにて察すべし。

同萩戸 不限萩、色々秋華皆被栽之、

「萩戸」は廣前翁の内裏圖に「所在未詳」とあり。愚案するに禁腋秘抄に「萩戸前に小萩栽ゑたり」とあれば、中殿の東庭弘徽殿、上御局の前ほどにてやありけん。古來清涼殿圖中に、「萩戸」と注せる所あれど、かしこは庭上の見らるゝ所ならねば、かのわたりには花苑などあるべき餘地もなし。按ふに、もと萩戸といへるは、弘徽殿、上御局より西のかた奥の間までをかけたる名なりけむを、表側の間をば、弘徽殿、皇后の上局にあてられしより、其の用につきて弘徽殿、上御局と稱へしが、遂に本名の如くなり、奥の間にのみ、萩戸の名は残りしならむか。古今著聞集十一に「萩戸の前なる布障子を、荒海の障子と名付けて云々」とかけるにても知るべし。

同梅シキ在瀧口、天徳四年十二月十八日、栽紅梅於中殿良角、康保二年十二月廿五日御記曰、

式部大輔直幹獻梅一株、即栽仁壽殿東北庭、以前日所栽小紅梅、移栽清涼殿東北庭、此梅去月四日所栽仁壽殿木也。

「瀧口」とは、清涼殿前なる御溝水の、落ち聚まる所なればかくいふにて、中殿前庭の北の方にあり。其の南面の水際の石たゝみを砌ミキリといふ。扱ミキリこゝに植ゑたる梅の、時々に移し替へられたると、本文にかゝせ給へるが如し。「直幹」といふ人は、村上天皇の頃、文章博士大外記に進みし人なり。

仁壽殿良角梅 自延喜御宇有之、又天曆御時被栽直幹家樹也、

「仁壽殿」は南殿の次に在り。其の東北にも梅あり。これはた直幹が家の樹を、移し植ゑられたるなり。

藤壺 藤懸蝦手木、上古非蝦手木歟、近頃殊勝物也、

「藤壺」は清涼殿の西北にあたる飛香舎の前庭なり。かしこに藤のあるを以て、しかなづく。壺は借字にて、つばまりたる平地をいふなり。「蝦手」は楓なり。その

葉、蝦蟇カエルの手の如くなれば、元はカヘルデといひしルの省かりたるなり。

梅壺 西白梅、東紅梅之由、在清少納言記

「梅壺」は飛香舎の後なる凝花舎の前庭にて、紅白の梅ありし事、清少納言記にありとは、枕草子に清女の凝花舎にありて、齊信、頭中將と面談せし事をかきて（盧山雨夜草庵中とかきて送りたるくだりの續き也）梅壺の半蔀ヘジトミあげて、こゝにといへば、めでたうぞあゆみ出で給へる。（中略）御前の梅は、西は白く、東は紅梅にて、すこし落ち方になりたれど猶をかし」とあるをさし給へる也。

梨壺 東方有之、

「梨壺」は昭陽舎とて、梅壺の東方の極ヘチにあるが前庭なり。そこに梨の木あり。

桐壺 桐近年不見、但荒廢之間、每庭有桐、

「桐壺」は昭陽舎の後淑景舎の前庭なり。昔桐の木の立てりしにより、此の名あり。然るに近年見えず、但し荒れたる庭の中、いづくにも桐はありとなり。

御溝 ミカハ 近日東庭潺湲ノクリミジセテ任登流ル、上古或風流様々也、流非一脉、且古立石等在籬砌也、已上當時如昔無變ルコトノ此外所々草樹多、

「御溝」は諸殿の軒下を流るゝなり。中にも清涼殿東庭の御溝は、石だゝみのまゝ、直角に流る。上古は然らず、野澤の水の、自然に流るゝが如くにて、風流の趣き一方ならず。其の上立石など籬砌の間に點々たりとなり。「潺湲」は字彙に水流貌とありて、遣水の事をしか書きたまへるなり。

前栽 清涼殿東庭、并同西庭朝餉并臺盤所前藤壺等也、延喜元年左右衛門栽草架、延喜栽菊於東庭并仁壽殿東庭、

「前栽」はセンザイと讀む例にて、庭前の植込ウエコミをいふ。即花壇なり。其の所在はしかじかの壺ぞとなり。「草架」は植込の垣をいふ。延喜に菊を栽ゑられたる時の詩、本朝文粹の中にあきと覺ゆ。

松 應和二年栽東庭、又栽瀧口廊前、又栽綾綺殿北廊南庭、文範述之、

「應和」は村上天皇の號、東庭は猶清涼殿の東庭なり。又「綾綺殿」は仁壽殿の東に在り。文範卿は長良中納言四世の孫、此の時從四位、上内藏、頭たりきとぞ。梅綾綺殿前、應和二年藏人所、雜色等栽、紅梅於昭陽舍、南庭、又栽東庭、左馬頭有年家梅也。

この「又栽東庭」とあるは、昭陽舍の東庭なり「有年」は階梯に右大臣是公、末、又一人内大臣高藤末云々、此二人、間可勘決とあり。いづれにか定かならず。

櫻常寧殿有此樹、延喜有花宴、應和栽東庭、掃部頭高臣家樹也、又栽和德門内、

「常寧殿」は仁壽殿の後方にあり。始めは皇后の常の御殿なりけむといふ説あり。延喜年中此の花の爲に、宴を開かれし事ありとなり、「高臣」は難波親王の末と階梯に記せり。「和德門」は綾綺殿の北片廂に在り。仁壽殿承香殿の東庭へ出入すべき小門なれば、其の内とあるは、即ち彼の東庭にぞあるべき。

櫻栢 延喜五年栽東庭、清涼殿前有此樹、而枯畢、尋舊跡被栽、是貞親王家樹也、又應和

被樹中殿前、

「東庭」と清涼殿前と同所なり。元の樹枯れたるにより、舊跡を尋ねて、延喜五年更に植ゑられたる由なり。「是貞親王」は孝光天皇第三皇子と階梯に記せり。又應和云々とは、三度栽ゑられたるをいふにて、中殿前といふも猶東庭の事なり。

凡植草樹、自親王以下家移常事也、左右衛門府、近衛承之植、或又隨勅命、便宜進草木之人植之、前栽者瀧口承之、植萩戸萩云々、草無沙汰、有根樹忌方角、但上古無其沙汰、如何、菊合、前栽合時植之、東庭竹、臺近代木工寮役歟、天德内匠寮作、吳竹架云々、凡清涼殿及瀧口透垣等、皆木工寮役、他殿舍修理職役也、内匠寮近代如障子破損、許奉仕歟、昔與今異、

「草無沙汰云々」とは、根ある樹を移し栽ゑんには、移すべき方位の、善惡を擇ばるゝ事なるが草はそれに及ばず。となり。當時甚だ陰陽道の説行はれしによりて、かゝる事あるなり。又「透垣」は竹または板の垣の間の、すきて見通しになれるものなり。「木工寮」は營構木作等の事を掌る官司なる事、大寶令に見え、「修理職」は令

外の官にて、宮中の修理を掌る事三代格職原抄などに見えたり。又「内匠寮」も神龜五年に始めて置かれしものにて、銀器漆器銅印石帶几帳屏風輿車の類を造り、兼ねて繪事を知り、又節會式日等にあたり、諸殿の敷設裝飾なども掌るべき事、延喜式に載せられたるに、當時に至りては、唯細工修理等を専らとするにより、「昔與今異」とはかかせ給へるなり。

(九) 恒例毎日次第

此の條は、日々常例として行はせらるゝ御次第を記し給へるなり。

早旦ニス供御湯ユチトノモ主殿官人奉行之ス、近代多經カネヒド釜殿運湯須麻志女官タメニ取傳藏人爲鳴弦ノ候戶外ニ内侍申具之由ソナハル

「早旦」は、後醍醐天皇の御撰なる日中行事に、辰時と記し給へれば、大かた今の午前七時頃なるべし。「御湯」をめす事は、御湯殿においてするなり。「主殿官人」は大寶の職員令によれば、供御輿輦云々湯沐燈燭等の事を掌る。とあるにて、御湯の

事をも供奉すること知るべし。注に「近代經ハヘタル允五位也」とあるは、元來主殿寮といふ役所には頭一人助一人允一人大少屬各一人、其の外殿部などいふ者數員あれば、其の中にて、允以上の五位の者、之を奉行する由なり。

「釜殿」は、流布本階梯本ともに、傍訓カナヒドとあり。鼎人カトヘヒトの義と察せらる。さても之を釜殿とかけるは、主殿寮の下役所に御釜を居ゑて湯をわかす所のある、そこに侍候する下司なれば、釜殿とはかけるにやあらむ。「須麻志」は洗ひすゝぐ義、孟津抄に「すまは下女なり最下の者をいふ。」とあり。御湯殿などを洗ひ清むる者なるべし。藏人の職、後に委し。「鳴弦メイゲン」は射術家の秘法なれば、委しくは知らねど、畢竟するに邪惡の氣を拂はんとて、弓弦をうちならす作法なり。主上御衣を脱ぎ給ひ、御湯浴みさせ給ふ間、邪氣を防がん爲に、かねて御湯殿の戶外に侍候しをり。かくて内侍より諸事用意のそなはりし由を奏するなりとぞ。日中行事にも、「内侍御湯のあつさぬるさをさぐりて、事の由を申す」とかゝせ給へるを考へ合すへし。

御船一桶^ツ、内侍候^ス御垢^ニ、典侍^{或上臈}進^ミ御湯帷^{ユカヒビラ}奉^ル河藥^{カハクスリヲ}、次典侍取^テ河藥器^ニ抛^ル板^ニ、于時藏人鳴弦^ス、主殿官人稱^ス名^ヲ、主殿助藏人候之時、或稱^ス名^ヲ、官人不候時之事也是毎日毎度事也、廢務之時、不稱名

「御船」は、長さ五尺餘りには二三尺あまりなりといふ、御湯船なり。「御桶」は御湯を運ぶに用ひ給ふ。「御湯帷」は、一に明衣^{アカル}ともいひて、主上の御湯舟におりさせ給ふ折に、めさるゝ帷子^{カタビラ}の事なり。「河藥」は流布本の傍注に「香ヲカリテ出ダス也」とあるを以て、大石千引翁は、薰藥なるべしといはれつれど、江家次第にも侍中群要にも、河藥とかける上に、日中行事には「かはぐすり」と假名にさへ書き給へれば、香藥の略字ならぬこと著し。予が所藏せる佐伯職秀朝臣の聞書には「知れぬ事なり。或は白米の事なり。白米を以て御湯へ入るゝなり」とあり。松岡明義翁の説に、米糠を袋に入れたるにて、垢を除かむ爲、といくるよろし。按ずるに河は借字にて皮藥なり。皮膚の藥の義にて、糠汁の事をいへるならむ。扱これは御厨子所より、四足の机にすゑて參らするなり。日中行事に「四足にすゑたる御かはぐすりをとりて參

らせて、投ぐる時土器^{カハラケ}の音を聞きて、とのもりのすけなる藏人、弓弦をうつ。主殿の官人御ゆどののはざまにて名のる云々」とあるも、此の條に合せ見奉りて悟るべし。名を稱するは、戸外にありて主上に面謁し奉らねば、名のりを高く申すなり。此條を察し奉るに、藏人鳴弦の時、主殿官人名を稱す。又主殿助なる藏人のみ候する時は或ひは名を稱する事なし。注に「官人不候時事也」とあるは、則ち藏人の名を稱せざるは、主殿の官人が候せざる時の事ぞ。とのたまへるなるべし。「毎日毎度」とは、日々何度にても、かくの如しとなり。「廢務」は下の廢朝の條に、「廢務者諸司不政」とあり。世の大事、火事、大臣薨逝などの節、御遠慮のため、諸官司に政を執らしめざる事なり。後に委し。かゝる時は、無論高聲を發することを憚れば、名のりをあげざるなり。凡禁中著湯卷^{クルハ}上臈^ハ一人典侍一人也、是候^{スル}御湯殿^ニ故也、近代上臈^ニ中准^{シテ}此役多著^ス、不可爲^ス例、但少々聽^ク之、

「湯卷」は御湯殿に候する人の、衣裳の上より腰に巻くなり。スベシノキヌ生絹にて製す。「今木」ともかけり。然るに近代は他の上臈たちの、御湯殿に候せざるものも、湯卷を著くとなり。これは後世、下ざまにての前垂マヘダレといふものの、用をなすにて、衣裳の汚れんことを恐れて、御湯殿以外にても、多く之を着くるにて少々は聽しもすべけれど、常例とはすべからずとの聖意なるべし。

次於御手水間、大床子ニ理御鬢オシヒキナホシテ著御引直衣自四月一日至九月晦日夏也、生袴也

御手水、間大床子の事、皆上にあり「御引直衣」は、主上常の御服なり。猶下なる御装束、事の條に委しければ、そこに申すべし、注に夏也冬也とあるは、更衣の時節をかかさせ給へる也。「生袴」は、すゞしの精好の、紅の御張袴ヘリハカマなり。

次經朝餉、自清涼殿御帳北著石灰壇、内侍兼敷大床子圓座於石灰壇南間、中央立廻シ四季御屏風垂御簾或不典侍獻御笏或不

「大床子、圓座」とは、大床子の上の圓座をいふ。内侍前以て、之を石灰壇の南、間に

敷きて、御座の設をなすなり。「御笏」を把り給ふは、敬意を表し給ふ義なり。御笏は長さ一尺二寸巾二寸上下一文字なり。なほ笏の事は装束圖解中にいへれば略す。

主上正御心シテ着御ヲ巽タツミムキ向神宮内侍所已下御祈請、寛平御記社々多御祈請之由有所見、八幡賀茂等殊神等也、

東南の方にむかひ、伊勢神宮並びに温明殿なる内侍所を始め、諸社の神祇御遙拜あるなり。「寛平御記」は宇多天皇の聖記なり。

御物忌之時垂御簾、觸穢之時猶有御拜之由、見延喜御記、又後冷泉院御時如此、而後三條院仰曰、觸穢之時雖被申事由不可有御拜云々、此儀誠可然事也、

御物忌の事ははじめに云へり。御簾は清涼殿の御簾なり。觸穢の事も上にいへるが、諒闇の時などもこめてしかいふ。延喜は醍醐天皇の年號なれば、同帝の聖記と見ゆ。後冷泉院の時は、觸穢にも猶御拜ありしが。後三條院の時は其の由を奉告するに止めて、御拜とはなしとなり。

事畢廻^テ左還^{ヨリ}本所、毎日御拜、夜半後止一切不淨、朝僧尼重輕服等人不參、無佛經沙汰斗也、御膳已前常事也、若魚味供ストモ非^{アナカチニハシカラ}強^ニ憚^ニ。

石灰壇の御拜畢り、左に廻りて本の御座に還り給ふとなり。「本所」は清涼殿の身舎なり。常の御本座を申す。夜半より明朝の御拜すむ迄は、一切の不淨を止む。又御拜は、朝の御膳以前にせさせ給ふこと常なり。さて僧尼等參らず、佛經の沙汰なき程なれども、さればとて、御膳に魚味を供ふる事、あながち憚る所にあらずとなり。抑御手水近代内侍内々供之、昔女官所獻也、今前後不定之間、不用之、主水司供之御手水、女官昇之參、立御手水間前。

抑御手水は、昔は水司の女官の獻りしを、近代は内侍の女房の供することとなりぬ。されど本儀にあらず。「水司」は後宮職員令に、尙水一人掌進漿水雜粥之事、典水二人、掌同尙水、采女六人とある是れなり。「前後不定云々」とは、今は御手水日々何回となく、前後定まりての事ならねば、自然と本式を用ひず、内侍の役とこそすれ

是れは内々の儀なりとの聖意なり。さて水司の表向供する節には、水司の女官これを昇きて參る由なり。其の作法は、日中行事に、「もんとの司の御手水まゐる。女官案に居ゑて持て參る。はんざう二たひらの中の盤、しろかねのうつは物二するて、^{一には御てうの粉を入る}御楊枝二具して參らす。命婦藏人^女二人簀子に候ひて、御簾を少しあげて參らす。大床子につかせおはし、圓座の前^{大床子のまへ}に御脇意あり、御手をこして、袖をかゝげずして御手水をめす」とあるにて心得べし。因に云「主水司」は男官なり。水司は女官なり。共にモンドヅカサと唱ふるからに、女官のモンドヅカサをも、主水司とかゝせ給へるなり。かゝる例他にもあり。女官申御手水まゐらせ候はむ。女房あといふ。女官御楊枝二を^{ナラヒサシテ}雙^ニ指御簾、まかり出だし參らせんといふ。又女房あといふなり。御手水參らせんと申す女官は、水司の女官なり。「あ」と答ふる女房は、内侍のすけなり。「御楊枝」は御うがひの爲なり。

毎日御拜年始擇吉日、一説也、或記曰、嘉保二年正月五日、今日依吉日始有毎日御拜、又六日依吉日始御念誦畢、於御念誦者擇吉日、於御拜者不謂善惡、自一日被始爲吉歟、四方拜時有御手水、只跪思テオボシメシヤル念遺神宮方也、

毎日あそばさるゝ石灰壇の御拜も、年の始めには吉日を擇びて、御拜はじめありとなり。或記とは中右記をさす。さても御念誦は、吉日を擇ぶべし。毎日の御拜は、日の吉凶を擇び給ふに及ばず、正月元日より始めらるべき事歟となり。

(い)召侍讀事 侍讀は主上御學問の師なり。召し出だして經史を讀み習はせらるゝ刻限などを、記させ給へるなり。

寛平小式巳時召侍讀次御膳也、遺誠朝膳巳時也、如清涼殿記未時可召之、只如此事可在御意御學問殊沙汰之時、更不可及時刻沙汰事也、侍讀候朝餉中間縁、主上卷御簾有誦習、

「寛平小式」は、宇多天皇の御記といふ。「遺誠」も同帝の御記、謂はゆる寛平遺誠なり。

り。「清涼記」は又清涼鈔とも申して、村上天皇の御抄なる由、階梯にいへり。抑侍讀を召さるゝ時刻は、御意のまゝたるべし。必しも何時とは限るべからず。御學問殊なる御沙汰には、いつにても召し問はせらるべき也。さて侍讀の參上伺候する所は、朝餉の中間の縁、すなはち西方の簀子に於てす。主上御簾を上げて、親しく勅問の儀ありとなん。

(ろ)朝夕御膳事 流布本群書類聚の本ともに「在奥」の二字を添ふ。これは主上の御膳は、猶奥に御説あり。との意にて、後人の追加と思はるゝ上、階梯本になければかゝす。こゝなる朝夕の御膳は、殿上にて臣下の物する作法を記し給へるなり。

殿上、臺盤侍臣以下行之、上古公卿着器小臺盤用ニ土近代不然、匡房記云、其頃猶希有事也云々。

殿上の臺にては侍臣以下食事を行ふ也。上古は三四位以上の公卿等、小臺盤に着か

れ、土器に盛りて物せしを、近代はさる事もなしとなり。匡房記にも、希有也とあれば、その頃すらをさく行はざりけん。後世は小臺盤を用ひず、且土器にもあらで漆器を用ふる由なり。

主上著倚子御覽臺盤近代絶畢其時主殿司退藏人居物也倚子寄臺盤上程凡出御殿上作法也又著倚子召侍醫於小板敷令見用所上古例也

主上の臺盤を御覽する作法は、近代絶えたり。御覽あらむとする時には、主殿司退出して、藏人配膳をなす。御倚子を臺盤の上の程におしよするが、凡そ殿上に出御の作法なり。又此の倚子に着きて、侍醫を小板敷に召して、御脈を見しめ給ひし事も上古の例ぞとなり。按ずるに「用所」の二字詳ならず、階梯その外、これが解説もなし。されど、下なる醫道の條に、侍醫は常近龍顔者也召小板敷於殿上倚子奉拜天顔又召便宜所候御簾中取御脈例也とあるにより考ふるに、必ず令見脈所などありしが、草書せしより寫し誤りつるならむ。

(は)日没以後事

日の入る頃より、夜へかけての行事作法をかへせ給へるなり。

先搔燈自御湯殿方進之内侍取之供夜御殿四方其後供所々掌燈女房役之

「搔燈」は、徒然草にもかいともしといへり。燈火なり。御湯殿の方より内侍持ち來たりて、夜、御殿の辰己の方より、四方に燈すなり。其の作法、日中行事に見えられたり、さしたる事もなければ引かず。掌燈とは火をともしることなり。

夜深藏人自南妻戸奉仕指油夜御殿火不可消之也近代皆消歟

夜ふけになりて、藏人夜、御殿の南の大妻戸(晝御座の方)より入りて、指油を奉仕し、燈火の消えざる様に注意すべき也。年中行事歌合注に、劍璽を置かる、故に、いつもともし火をけたぬなり。とあるにて知らる。然るに近代は四方の燈樓ともに、消えがちなる由なり。日中行事に「夜の御殿のさし油、藏人、非藏人にもたせて、たゝき戸をあけて參りて、よもすがら消えぬやうにするなり。非藏人は戸の外にたて、内を見せず、さし油も、かいともしも、巽の角より始めて、うしとらにてはつ。

御帳のひんがし、御枕をばとほらす。とかせ給へり。

清涼殿、上下格子藏人奉仕之、近代女孀等候之、臺盤所御格子女官候之、朝餉女房候之、里内隨便宜藏人候之、

夜に入り格子をおろす事、又夜あけて格子あぐることも、藏人の役なりしが、近代は女孀の物する事となりぬとぞ。階梯に辰、一刻上格子亥、一刻下格子と見え、又侍中群要に近代上格子、女官奉仕、下格子藏人候之とある文をも引けり。「女官」は殿司の女官、女房は内侍などなり。女官は身分卑く、女房の方は高きなり心得おくべし。「里内」とは、禁中焼亡の時、閑院その外一時主上の住まはせらるゝ假御所をいふ。

(に)毎日御祓事　これは日常主上の御服を祓ひ清め、祈禱せさせらるゝ事なり。

主上著御衣入夜藏人給之、於高遣戸傳所衆藏人跪所衆乍立也返之之時、藏人奉之、

夜に入りて、晝の内めされたる御衣を、脱ぎかへ給ふにより、其の間に、藏人これ

を給はりて、御祓をせしむ。「所衆」は、藏人の下役なり。後に委し。御祓は陰陽寮の官人、藏人所に参りて奉仕するなり。

(は)近衛夜行事　左右近衛、建禮門内の夜廻りを勤むる事なり。亥の時までは左近勤め、丑寅まで右近これを勤む。

此事近代大略如無時々奉仕之、

當時は皇室いたく衰へ給へれば、禁中警衛の職も、唯名ばかりなりき。たゞ儀式ばかりの夜行、時々稀にはありしなり。

(へ)問籍事　籍は名籍なり。宿番に當りし者の名をなめる事なり。

瀧口於北陣申之、參御湯殿北次於殿上申之、有公事之時不可申之、

「瀧口」は後に委し。「北陣」は朔平門をいふ由、拾芥抄に見ゆ。内裏北方の門なる故に、北陣といふ。そこより御湯殿、及び殿上の口なる、无名門の邊と、三ヶ所にて、誰某宿番に候ふ由を申すなり。之を名對面とも名調ともいふ。

(と)奏時事 夜中の時を奏する也。亥の一刻より子の四刻に至るまでは、左近衛夜
 行の官人之を奏し、丑、一刻より寅の四刻までは、右近衛の官人これを奏する
 由、侍中群要に見えたり。枕草子に時奏するいみじうをかし、いみじう寒き
 夜なかばかりなどに、ごほくごほめき、くつすりきて弦うちなどして、
 何家の何某、時丑三つ子四つなど、あてはかなる聲にていひて、時の杭さす
 音など、いみじうをかし。とあるはそのかみの作法なるべし。

上古ハカ隨陰陽寮漏尅ハカ奏之、近代指計ハカ藏人仰之、丑刻以後ハカ爲明日分、

「漏尅」は水漏時計なり。上古は陰陽寮に漏尅博士といふありて、其の事を司り、守
 辰丁といふ役人に命じて、一時毎に鼓をうち、四十八刻毎に鐘をうたしむる制なり
 し事、大寶令延喜式に委し。さて此の儀もいつしか絶えしを、後白河天皇の御世、
 彼の通憲少納言入道信西、是れまで廢れたる舊儀を再興せられて、漏尅をも置かれ
 しなり。そは百練抄保元二年十一月十三日の條に、被置漏尅器、年來斷絶事也、とあ

るにて知るべし。然るに當時またく其の儀の行はれずやなりけん。藏人の心に推
 し量りて、近衛に仰せ、之を奏せしむる事になりしなり。丑、刻は、凡そ今の午前二
 時頃なるべし。流布本階梯本ともに、丑、杭とあり、今は群書類聚本に丑刻とあるに
 従ふ。

(ち)御修法御加持 御修法はミスホ又ミシホとも讀みならへり。何事かの御修法終
 はりて後、阿闍梨参りて御加持をしたてまつる事なり。末に委し。

藏人供燈樓、阿闍梨著座伴僧、着座、端、疊無別作法、

これは二間にての儀なり。燈樓も阿闍梨の座も、皆二間にあり。「阿闍梨」は僧官の
 稱なり。前に注せり。

(十) 毎月、事公事等、外
 謹んで按ずるに、「毎月事」とあるは、毎月朔日に限りての行事を申すなり。小字
 に「公事等外」とあるも、朔日の行事は、公事と申す程のことならねば、外とは書

き給へるか。又按ふに此の四小字は後人の加筆なるべくや。

一日賢所供神物、召刀自給之、又内侍爲御使參、

毎月一日、賢所の御供物廿合なり。「刀自」とて、身分高からぬ女官の年老いたるを召して、之を給ふ。又内侍御使として、賢所に參る事もあり。刀自のことは、下にかゝせ給へり。

七瀬御祓、陰陽師進人形ナ、セ、オ、ハラ、ヒトガタ、入折櫃入ニ折櫃有レ蓋、女房令着色々衣女房令着色々衣、自ニ内藏、近代於臺盤上着之、尤無謂、但近代女房不食物之間、清淨臺盤歟、雖然不可然、席上可敷、如供御、白地不案内人置之、以外事也、

次に「七瀬御祓」とて、人形を川へ流す式あり。七瀬とは、糺の川（川合）一條通りの川、土御門通りの川、近衛通りの川、大炊御門通りの川、二條通りの川をいふ。日中行事に、「七瀬の御祓、日ついでを選びて、下臈の藏人申しさたす。五位の中一人を役にさして催す云々」、公事根源に「陰陽師人形を奉る。主上御いきをかけ、御身

を撫で、返し給へば、殿上の侍臣、この川原にむかふ云々」とあり。又源氏細流抄（東屋の注）に「かたしろは人形なり。なて物とは、人形をなで、我が身にそへて、萬の災殃を移して流す物なり」ともあるにて、大やう知るべし。扱此の人形は、折櫃に入れ蓋して其の流すべき川の名と、參るべき陰陽師の名とを寫きて奉る由なり。さるを女房うけとりて、彼の人形に種々の衣を着しむ、この衣は、内藏寮より召すこと例なり。

かく女房の人形に衣着するに、近代は臺盤の上にて取扱ふこと、尤も不作法なる儀なり。但し近頃は、臺盤所の臺盤の上にて、女房たち食事せざる様になれ、ば、清淨なる臺盤にてあるべきなれど、しかしながら宜しからず、席を臺盤の上に敷きて物すべき事ぞとなり。此の外主上の御食物の如き、かりそめにもさる筋に不案内なる者の、臺盤にのせ置く事、以ての外儀なり。

次主上懸御氣撫身返入折櫃置臺盤所西御簾下侍臣各取之向河原、

彼の人形に、主上御いきをかけなどし給ひて、さし置き給ふを、四五位の侍臣取り奉りておの／＼河原にむかふなり。

代厄ダイヤクノマツリニモ祭具ノ之ニ、歸參之後、主上着御衣、

「代厄祭」は、公事根源に「是れも月毎に行はる。または腸母の法とも申すにや」と見ゆ。此の祭は、主上御厄年にあたらせらるゝ年に限りて、毎年行はるゝにはあらず。厄年とは例の陰陽家の説にて、男子は廿五歳、四十二歳、女子ならば十九歳、卅二歳などを厄に遇ふべき年と云ひ習はしたり。代厄祭はその厄を禳ふ祭事をいふ。此の祭にも、矢張り人形の撫物を流すなり。御使歸參の後、御加持奉りたる御衣をめすなり。

○諸陣月奏ノゲツソウ これは六衛の官、前月、日夜勤番せし日數を、今月になりて奏聞する儀なり。但し正月は三日に、二月よりは朔日に奏するを例とす。

御覽之外無指御作法サシダレ、毎月藏人奏之、

主上たゞ月奏の目錄を御覽の外、さしたる御儀なし。藏人御取次を奉仕するなり。これも毎月一日にある事なれば、附記し給へるなり。

(十一)御膳事オモノ 主上の御食膳其の外供御の事をかゝせ給へるなり。

凡御膳大床子御膳朝夕、近代、朝餉御膳朝夕、皆一度供之、此御膳等近代主上不著ズツキモ、

凡そ主上に御膳オモノを供する儀は、まづ大床子御膳とて、清涼殿の身舎モヤなる、大床子に着き給ひてきこしめすこと（上古は朝巳の刻夕未の刻兩度なりしを、近代略して一度にこれを供す。）朝餉御膳とて、朝餉の間にてきこしめすこと（午の刻、酉の刻、これは夜に入りて供す）の二様あり。そも／＼大床子御膳は、表向の御膳にて、朝餉のは神供に同じく、節會その外儀式の時に奉るなり。いづれも二度づゝなるを、二度を一度に供するなり。然るに此れらの儀式の御膳には、近代着御し給はず。又只御膳三度、是只女房サババカリ取之、只内々稱シテ小供御トオシメノト御乳母沙汰トシテ供御三度可著也オ。「只御膳」は大床子朝餉の外なり。三度は朝晝夕の御饌なること、申すまでもなし。

是れも唯女房參り、サバばかり取るのみにて、着御なしとなり。「サバ」は散飯、生飯また祭飯、三把とも書く。食前に飯を取り分けて、食物の祖神を祭る儀といふ。儒家の説には報本の義とし、佛家には餓鬼に施す事とす。初めは高盛の飯の上に、別に少さく丸めて載せおさしを、後世は瓦器に盛りて、神祭りのしるしとす。之を左波瓦器といふとぞ。「小供御」は極めて内々の儀ながら、後世は是れを以て常の御膳としたまひしなり。「可著」の二字異本に所著とあり。又取箸ともかけるあり。

大床子御膳時々必可有^レ着御、其作法藏人奏^レ御膳之時、御直衣ニテ自^レ御帳、後^レ着^レ大床子、懸^レ膝着^レ之^レ東向^レ陪膳人警候、昔正食之、近代只立^レ箸許也、取^レ左波立^レ箸、陪膳取^レ其御箸立^レ別御箸折出也。

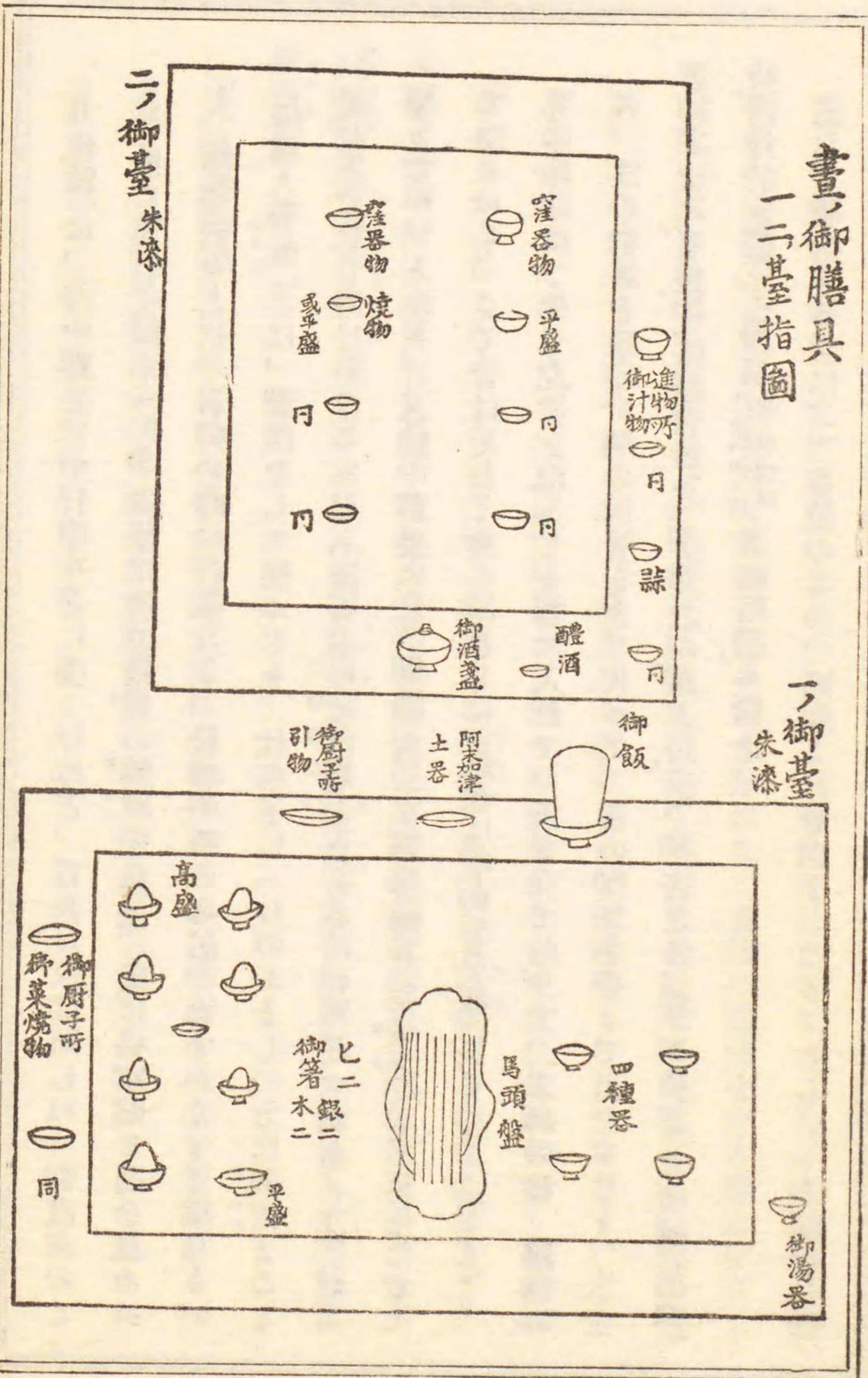
「大床子、御膳」は、表立たる儀なれば、常は小供御にても、猶折々は必ず着御あるべき筈なり。佐伯職秀の聞書に、今も五節句ニケ日は、朝餉大床子、御膳なりと見えたり。近世までかづぐゝ行はれける也。

「其作法」は、侍中群要日中行事などに委しけれど、言長ければ略しぬ。御直衣のと、後に委しく云ふべし。御帳は清涼殿晝の御座に在り。前に掲げたる圖を見るべし。懸膝云々とは、着御の時の行儀なり。公事の時の起居、必ずかくする事なり。

「陪膳人警候」とは、警蹕をして候ふなり。枕草子に「日のおましの方に御膳まるる足おとたかし。けいひつなど（流布本けはひなどとあるはわろし）おし／＼といふ聲きこゆ」とあり。又侍中群要に「供御膳人云々稱警蹕其詞於之」など見えたるにて知るべし。さて昔は正しく食し給ひしに、近代は唯御箸を飯につき立て給ふなり。其の作法は、先づ左波を取りて土器に入れて、箸を立て給ひて、入御の後、陪膳の人、其の御箸を取り、別の御箸を立て代へて、前の御箸を折りて出だすなり。

著御之時、二臺盤物、陪膳自居之、不然之時、藏人居之、立箸之後、經本路還本所、無出御時、内侍於北障子、鳴扇三音、初、靜、後、早、鳴也、其時陪膳人撒之、正しく著御ある時は、二、臺盤のもの、陪膳これを据うとなり。そも／＼大床子の御

畫御膳具
一二臺指圖



膳には、一の臺二の臺として二基あり。此の外御臺七本を立つるなり。その圖は厨事類記に見えたり。今一二の臺の指圖のみこゝにうつし出だす。「二御臺盤物」は圖を見て知りぬ。臺盤のこと宮殿調度圖解に詳説せり。「立箸後」とは、御食事の終てたるをいふ。さて元出御なりし通りの道を経て、還御なる。此の以下の事は、本文のまゝにて聞こゆべし。

役送四位五位六位フスルニ隨候、近代漸絶、陪膳上膳四位、候役送常事也、又公卿候陪膳上古常候也、直衣常事也高倉院御時、中山太政大臣常候也、其後絶畢、御膳時宿衣人不候殿上、是舊記說也、但執柄無憚、又侍讀人聽之云々、

「役送」は、陪膳より次第に取り次ぐ人をいふ。これは四位乃至六位の人にも、勤番するに隨ひてめしつかふ。上膳四位は藏人、頭なり。此の人陪膳はもとより、役送に候するも常の事なり。又上古は大中納言たる人の、陪膳に候せしも常の事なり。されば直衣きても候せしなり。そもく直衣は平服なれば、高貴の人特許を得るにあ

らざれば、此の服にて君前に侍すること能はざりし也。さるに直衣きたる者、陪膳に候すること常なるにて、上古高位の人此の役に候せしことの、通例なるを知るべきなり。

近くは高倉院の御時、中山頼實公常に候せり。此の人は大炊御門家の祖なり、近代は高位の人の候する例、廢絶せりとなり。

凡そ御膳の時よりは、宿番の服を改むべきことにて、トノキギヌ宿衣のまゝ、殿上に候する事叶はず。侍中群要に早旦日給之後、下宿所着裝束早速還昇とも、又夕御膳不撤以前、宿裝束之人、不昇殿ともあるにて心得べし。「是舊記説也」とは、寛平御記を指し給へる事とぞ。但し執柄大臣は「宿衣」も憚りなし。又侍讀も内々參る者にて、御親しみあれば之を聽す由、御記の旨なり。「宿衣」は衣冠の裝ひをいふ裝束圖解にくはしく記せり。

朝餉典侍或只上臈女房聽色人候朝餉南間端内侍或へ中臈小上臈候障子外取傳下臈又傳之中臈得選又

傳之、刀自持參御膳、近代無何往反、

朝餉の御膳は、上臈女房の陪膳なり。「上臈」とは、典侍また色を聽りたる人との御注なるが、猶此の御抄の奥にも、二三位典侍號上臈著赤青色候御陪膳也と記させ給へり。「聽色人」は、即ち禁色キンジキとて赤青色の衣着ることを、許されし女房なり。次に中臈の下、内侍或小上臈と注させ給へるは、中臈ならでも内侍小上臈も候する由なり。小上臈とは、奥に不謂善惡公卿女號小上臈と、記させられたり。「下臈」は諸侍、賀茂、日吉の社司等の女、得選、刀自はこれより下等の女官にて、皆奥に委しければ略しつ。是れらの女官段々と取り傳ふる事なるが、近代は御膳の時ならず、何といふ用もなきに、殿内を往來すと咎め給へるなり。禁色のこと、猶後に委しくいふべし。

匡房記御膳時、刀自持御膳往反鬼間、公卿候鬼間無憚、近代自臺盤所御簾出入、尤不便之由、關白被稱之云々、家實

御膳の時は、刀自など云へる女官の、鬼間を往き來する時、公卿のそこに候すれども、それは憚ることなし。近代に至り、臺盤の御簾を出入するは、いと不便なる由、家實關白いはれたりと、匡房記にありとなり。

朝餉女房皆上髪三位已上釵子許也、暑氣之比凡聽不上髪

陪膳に候ふ女房は、垂髪ながら、頂上に丸く髪を上げて、寶髻といふものになし、こと、紫式部、日記榮花物語などに多く見えたり。然るに、此の頃、三位已上の人唯釵子のみさして髪上げせず、暑氣の頃には、三位已上のみならず、凡て髪を上げざることを聽し給へりとなり。釵子は、女房の盛裝する時に用ふる髪の飾りにて簪なり。そも朝餉は前にも申す如く、節會儀式の時の御膳なれば、これに候する女房も盛裝して侍するなるべし。

主上近代不着御不着御之時、引懸御直衣、於朝餉御座供之、

近代は朝餉の御膳にも着き給はず、其の時は朝餉間にて、御引直衣を奉るを、儀式

のやうにし給ひしなり。

供御四府御贄供、先例置御膳棚、後付御厨子所、近代只直付御厨子所、禁野交野鳥同之、鷹飼舎人進之、

大床子朝餉の外の供御、すなはち何によらずめしあがり物の中に、四府より奉る御贄は鯉鮒などなり。初め「下侍」の前なる、御膳棚におき、その後御厨子所に渡すべきなり。四府を群書類聚の本には、六府とあれど、侍中群要によりて、左右兵衛、左右衛門の四府とする方に従ふ。又「御厨子所」は、拾芥抄によれば、後涼殿の西庇にありて、内膳、大膳及び諸衛府の御贄を以て、朝餉又朝夕の御膳に供ふる所なり。「禁野」は主上の御用の爲、他の狩獵を禁止したる野にて、元一所の名にあらねば、こゝも禁野なる交野の意かと思はるれど、西宮記臨時五に、禁野北野有別當少將交野以二百濟王爲檢按とあれば、別處ならむかし。さて交野は河内國の禁野なり。毎日日並の贄として、鳥を奉る由なり。

又御乳母御持僧奉_ル供御、御侍讀或進之、細々無_ク何_レ不可_レ進、又諸寺、執行諸寺、長者、諸社、者
ナド付_ニ折節_ニ如_ニ五色_ニ奉例也、

「執行」は六勝寺、祇園吉野等の、寺院の事務を統ぶる職、「長者」は東福寺等の統領
なる由、有職小説に見ゆ。

「五色」は一説に五色の飯の事なりとあれど、甘服しがたし。これは真桑瓜のことな
り。其の證は、明衡往來に桂邊有領地、尋邵平之跡、令殖五色之瓜、と見え、事文類
聚後集果實部に、邵平故秦清侯、秦滅後爲布衣、種長安城東種瓜、有五色甚美、故世
謂之東清瓜、とあり。諸記録などに、五色幾籠を奉るとあるも皆瓜のことなり。

朝餉御膳女房不候之時、公卿或侍臣爲陪膳恒例也、堀河院御時、多在此例、内々御陪膳
公卿藏人頭ナドハ聽之、侍臣殊可然近臣ナドハ聽之、朝巳時、夕申時之由、寛平遺誠也、但
三度供之間、近代晝未時、夕入夜歟、

女房は典侍内侍等なり。月經の障りなどにて、朝餉に候せざる時は、公卿或は侍臣

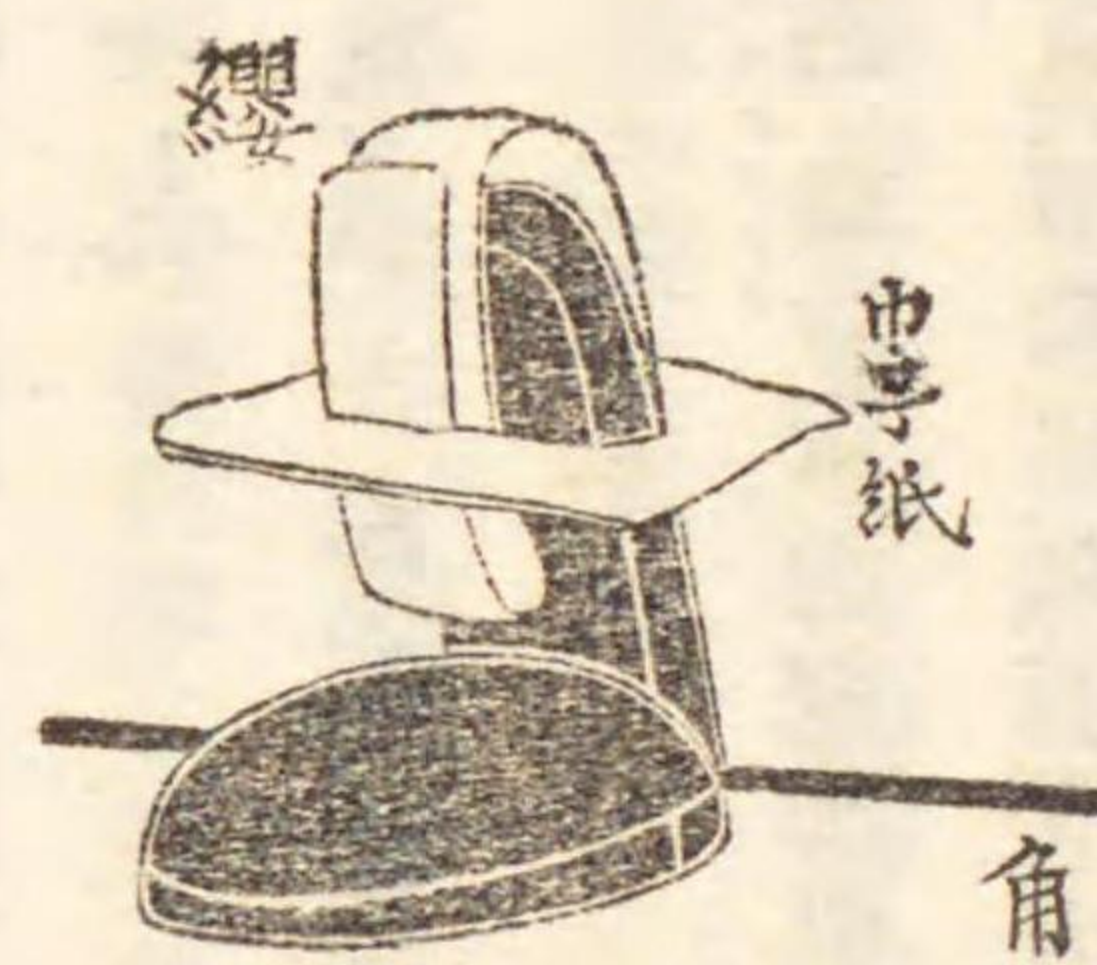
即ち殿上人の家柄よき者、陪膳をなすこと例なり。内々御陪膳は小供御をいふ。

如菓子必先一獻内侍所置御膳棚不限菓子萬物同之、又餘物必出於殿上置臺盤上
人々食之也、

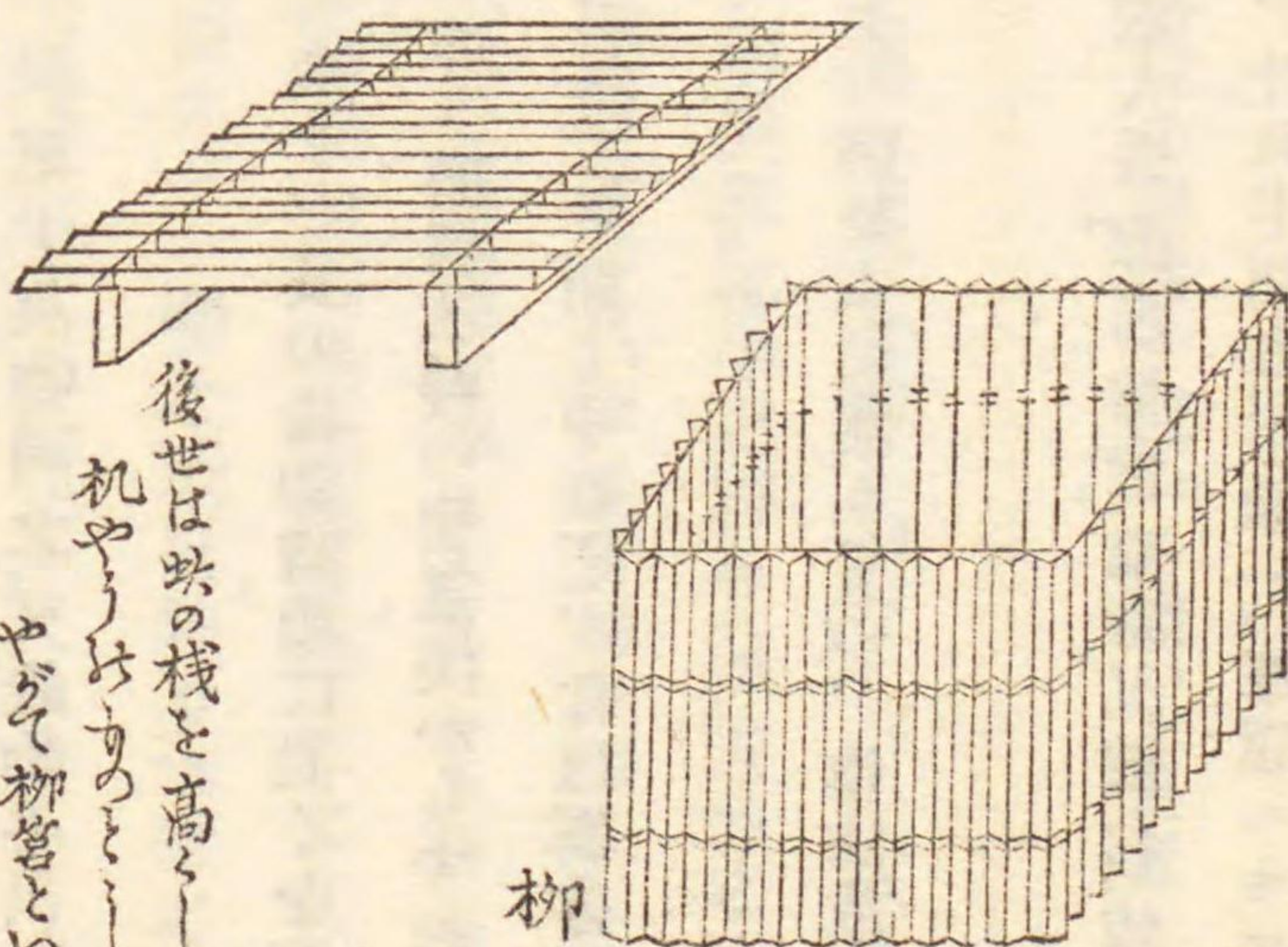
果物の類は、必ずまづ内侍所に供へ奉り、其の後御膳棚に置くを例とす。果子のみ
ならず、萬の物皆此の例なり。是れ即ち歷朝敬神の聖意淺からずおはします所なり。
餘物を、流布本に食物とある、それにて聞こゆれど、なほ群書類聚本に餘物とか
けるに従ふべし。

(十二)御裝束ノ事 此の條は、主上の御裝束に關りての、作法故實を記させ給へる
なり。

御冠毎月爲_ニ納_ル殿沙汰御冠師獻之、藏人盛柳宮持參臨時又被_レ召依_テ仰奉_ル之、角上程有
穴以_テ羅引塞也、薄額也、然而暑天更不_レ叶_ハ只半額也、半額ハ、厚額ニモアラズ、又透額ニモ
アラヌ也、



柳篋の蓋



柳篋

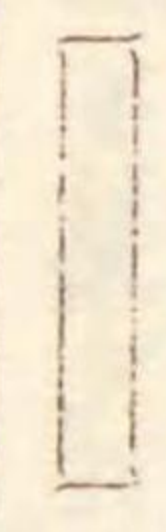
後世は此の棧を高くして
机やうけのつくり
やうに柳篋といふ

主上の御冠は、毎月朔日宜陽殿よりの沙汰にて、御冠師これを奉る。「納殿」をヲサ
メドノと稱して、宜陽殿のことなり。御物を納め置く所なれば然いふ。「柳篋」は、
ヤナイバコと唱へ、又略しては、ヤナイバとも云ひ慣へり。貞丈雜記に、柳の木を
五分程に三角に削り、幾らもよせ並べて、簀の子の如く、紙捻カウヨリにて、二所あみたる
ものなり。と見えたり。本儀は、蓋もあり身もありて、中に入るべき品がらにより
大小あれど、全く篋ツクッの製なれば、柳篋とはいへるなり。然るに後世は、其の身を略
し、蓋フタの裏の棧サンを高くして、小机やうのものに作り、物を居ウうる臺としたれば、之
を柳篋といふは、當らずなりぬ。

「臨時又被召云々」とは、毎月朔日例として奉る外、別に仰せ付けらるゝ事あるをい
ふ。「角ノ上」とある角は、冠の筭のことなり。其の上の程に穴のあるは、御冠の落ち
ぬやうに、緒をとほして結ばれん料にて、其の由は上の『賢所』の條に記させ給へり。
「羅」はウスモノとて、織物の稱なり。小さき菱形の紋ある、紗の類なりきといへど、

後世は其の織物絶えたるによりて、菱の紋を、絲にて、縫ひつくる事となれりとぞ。
「薄額透額半額」の事は、装束圖解の中に記しおきたれば、茲にはいはず。暑中熱氣
堪へ給はざる時は、半額をめし給ふ由なり。

御冠アカラサマニモ白地アカラサマニモ不御跡方ノトセ記記江江巾子紙巾子紙以檀紙以檀紙用之用之御梳櫛御梳櫛無何何人不奉仕人不奉仕御本結御本結紫絲也紫絲也
本鳥本鳥ヲトリテ、サキヲ二ツニ結分也結分也是非是非臣下作法臣下作法帝王作法也帝王作法也略之時略之時又只有又只有非憚非憚可
然之時然之時必可結分必可結分尋常結分也尋常結分也。

「巾子紙」とは檀紙二枚を重ねて、長さ四寸餘、幅一寸五分程に切りて、其の中を切
りかけ、かくの如くして、纓を巾子に挟み置くものなり。貞丈雜記に、
「金巾子の御冠といふものあり。是れは御内々の時めさるゝなり。纓をうしろより、
巾子の上を引き越して、前にて上へ折り返し、又は上へ折返さず、うしろへ纓のさ
きを上へ立てゝもおく、扱檀紙を合せて、兩面とも金箔にだみて、中を切りさきて、
巾子を入れて、纓を挟みおくなり」とあり。猶上の圖に就いて見るべし。檀紙は、

色白く厚く、紙のおもてに皺の如き筋ある紙なり。

「御梳櫛」とは、御鬢の垢をとり、御鬢結ひ上ぐる事なり。これは然るべき人ならで
は奉仕せざるなり。鬢を二つに結び分くる事、主上に限り奉る事にて、雅亮装束抄
にも、「うちの御鬢とること、ふさの結びやうかはるなり。ふさを二つにわけて、小
元結二つして、別々に二つにゆふなり」とありて、其の總の先を、左右に少しまげ
ておくなりとぞ。

奉幣發遣時奉幣發遣時帛御装束也帛御装束也御冠御帶無文也御冠御帶無文也或冠被通用或冠被通用只時只時又自他所又自他所行幸之時行幸之時赤大口不
改改他皆帛御装束一説也他皆帛御装束一説也。

「奉幣」は、九月九日伊勢の例幣なり。此の神事には、「帛御装束」とて、白地無紋の
袍を服し給ふ也。御冠御帶ともに、無紋を例とす。或ひは一説に、御冠は常の有紋
のをも通用せらる。「他所」とは、大かた里内裏の事をさし給ふにやと思はるゝ由、
御抄中に多し。公事根源に、昔は神祇官へ行幸なりて、此事行はるとあり。されば

里内裏より神祇官へ行幸ある時には、白の御装束にも、紅の大口ばかりは、改め給はず、其の外は、一切白装束たりとの説もありとの聖意なり。

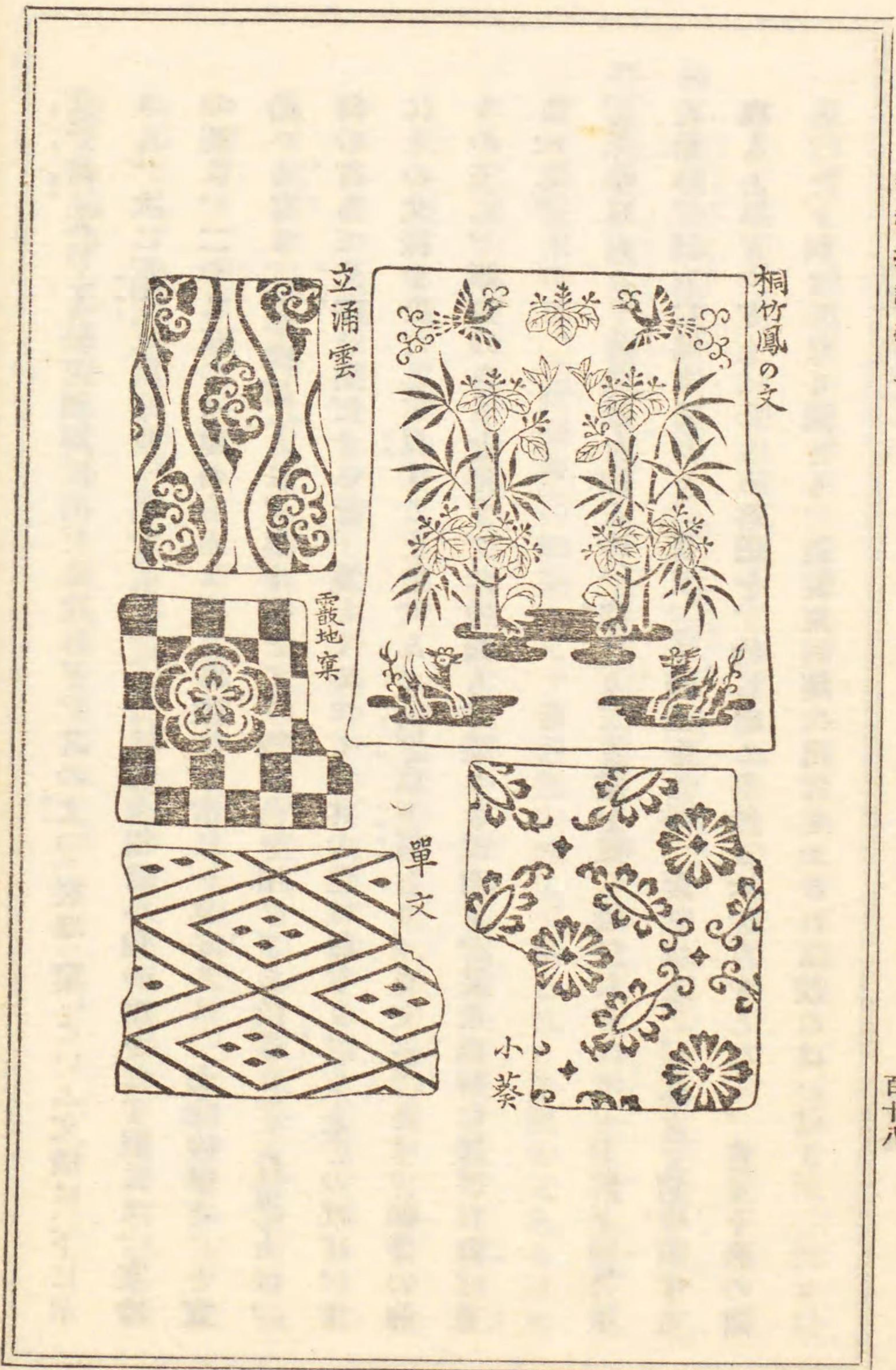
尋常ハクワウロゼン黄櫨染文竹半臂下襲打衣略レ之常衿アコメ單ヒトヘ通表袴霞地ニ大口也衿ツ一常事也半臂黒ハシ下襲

打裏皆文小葵ハコアフヒシタツツク襪無文帶尋常有文玉夏張單半臂下襲下襲之上下別事主上不可然歟

常の御装束には、「黄櫨染」の御袍とて、黄茶色の地に、桐と竹と鳳凰の文あるをめさる。其の御下には、半臂とて、長さ二尺ばかり、袖の幅僅かに一寸五分、臂ヒチナカメの半に至る程なる服、又其の下に下襲、これは袖常の如くにして、後の裾を長くし、袍の下に出づる様に製せしを着し給ふ。其の下の打衣は、略する事もあり。これは打ちて光澤を出だし、且なよらかにせしもの故に、打衣といふ。衿アコメは全く後世の小袖の類なり、單ヒトヘは則ち一重のまゝにて、裏付けざるよりの稱ナにて、紅の綾を用ふ。此の二つは、普通の具にて、略する事なし。扱以上の服は装束圖解にその説明をも圖様をも掲出しおきたれば委しくは該書を見るべし。

「表袴ウヘノハカマ大口」も装束圖解に出だしたれど、其の文の「霞地モシ窠」といふ文様は、下に示さん。次に「衿アコメ一常事也」と記させ給へるは、元來衿は小袖の用をなす服にて、寒冷の折は、二つも三つも重ねらるゝ事ある故に、常に一具なるは、勿論の事ぞ。と宣給へるなり。「半臂黒」とは、黒半臂とて、他の色を用ひざる故なり。「打裏」とは、例の打ちて光澤を出だせるを、裏とするにて、其の色は白なり。「小葵」の紋は、下にその文様を出だして見すこととせん。「襪シタウツ」は下履シタウツなり。「有文玉」とは、御帶の飾りの玉に、彫刻のあるを申す。此の圖も、委しき説明も、装束圖解に掲げられれば見るべし。

「夏、張單云々」とは、綾を練らず、強コホばりたる儘を裁ち縫ひたるにて、半臂下襲に重ね給ひ、打衣は略するなり。扱又、下襲上下とは、腰部以上と、裾とを別に製する事もあれど、主上はかゝる略儀を、物し給ふ事然るべからずとなり。普通下襲の圖と、上下別にしたる圖とも、猶装束圖解に出だしおければ茲にはいはず。



青色アライロモンハジ黄同ニ櫨ノニハサノリユミユバ臨時祭庭坐賭弓弓場始等被用之、又朝覲行幸之後、出御之節、或被用之、

「青色」とは、山鳩色として正しくは「麴塵、御袍」と稱するものなり。黄櫨染よりは、略儀に着御したまふ。「臨時祭庭坐」は、石清水賀茂等の臨時祭の試樂、又歸り立などの時、清凉殿の前庭に坐を設けて、樂人舞人伺候し、主上出御御覽あるなり。委しくは公事根源に見ゆ。此の時まづ黄櫨染をめされて御襖あり、了りて青色の御袍にめしかへ、出御ある例なり。「賭弓」は正月十八日、左右近衛左右兵衛四府の舍人をめして、射術を試み、物を賭けて、勝ちたるにはこれを賜ふ儀なり。「弓場始」は、十月三日に行はるゝ恒例にて、公事根源に「左右衛門弓場の期アツチを築く。其の日は天子弓場殿に出でさせ給ひて、弓を御覽する也。公卿以下束帶してこれを射る云々」と記せり。又「朝覲行幸」も、同書に「天子年の始めに、上皇并に母后の宮に行幸なる事あり。周禮に春日朝秋ニシニス日觀と見えたり。是れ朝覲のこゝろなり。云々とあり。此の時も、まづ黄櫨の御服にて御拜あり。了りて入御、更に又青色、袍にめしかへて、

立ち出で給ふなり。故に後、出御之節とはかゝせ給へるなり。

引直衣ヒキナホシ有帶ハ昔ハ只引給歟、近代用帶、前普通直衣、少短程着也、冬小葵、櫻、夏單、文如臣下、

「引直衣」は、主上に限り奉り、一般臣下はかくする事叶はず。これは後の方を長く引き給ふなり。昔は帶なくして、下に紅の袴をめしたり。之を放直衣ハナチナホシとも申しぬと承る。凡そ直衣は平常の御服にて、文も桐竹鳳凰などのうるはしきに非ず。冬は小葵の浮織模様にて白色、裏は平絹、色二藍フタアサキ、これを櫻の直衣と稱するなり。夏は單ヒトの織紋オリモン、薄物を用ひたまふ、之を三重襷ミタスキとも稱すとかや。其の紋は前の圖を見て知るべし。

冬小葵ハ、ノ、フタツキヌ白二衣、有單紅打衣張袴、略儀、生袴ニハスシノハカマ、房如ニ女腰引廻前右方結、末股立入、夏引倍木、無文單重也、

「二ッ衣」とは、裃二つ着給ふ由なり。袍の類、表立ちたる御装束には裃と稱し、直衣の如き、御平服にはたゞ衣キヌと唱ふる習らひなり。「張袴」は紅なり。「生袴」も赤くて

引袴なり。「腰」は袴の紐をいふ。「引倍木」は裃の裏を引きへぎ、表ばかりの端をひねりたるにて、夏の用なり。委しくは装束圖解にいへり。

皆略時不用打衣引倍木、常着御練白二衣赤生袴也、而近代小袖用赤大口、建久以後事也、

大かた略儀には、冬打衣、夏引倍木を用ひ給はず、常の着御の料は、前より次第に掲げ來たる、練ネリの白衣二つ、赤スシ生シの袴を引き給ふばかり也。然るに近代は、綾織の白衣を廢めて白羽二重の小袖に、赤の大口を穿き給ふ。大口は蹶まはし廣く、短き袴にて、引きたまふ事なし。是れは故實にあらざれば、例とすべからず。かゝる習俗は、後鳥羽天皇の御世以後の事ぞ、となり。然るに、階梯に引ける峰記には、一條院初着小袖自其以後上下用之、とあれど、同記は鎌倉時代のものなれば、傳聞の誤りなるやも知るべからず。

又自同比、直衣引上如只人着大口、不可爲例歟、小袖又無文也、用綾雖無憚、建久以後

時々如此可止事也、志々良練貫無憚袴織生無忌、

主上は御引直衣常例なるに、建久比より、只人の如くに、引き上げて着し、其の下に大口を穿き給ふことあれど、例とし難し。小袖の無文なる亦然り。たとひ小袖といふとも、綾織を用ひんに憚りなきを、當時まゝかくの如しとなり。「志々良練貫」は、縮みたるやうに織りたる練貫なり。練貫は、練緯とかくを正しとすべし。これは貞丈雜記に、「經糸は生糸にして、緯をば練り絲にて織りたるもの故、ねりぬきと云ふ也。」とあり、これにしゞら練緯、熨斗目練緯の二品あるなり。「織生」は、精好の如きなりと階梯に見ゆ。

御宿衣紅文立又白無文、ネリヌキシ、ラ常事也、不用生宿衣、湯帷如常、内藏寮所進近代無下輕微也、但天位着御物以疎爲美、雖非内藏寮、臨時可然人、先々調進御服、有例寛治政長之女、御匣殿候之間如此

「御宿衣」は、御寢の時の衣なり。臣下の衣冠の装をいふとは別なり。紋の「立涌雲」は、圖を出だしたり。「生宿衣」は、練らず強ばりたる生絹の事なり。「湯帷」は、御

湯ひき給ふ時の料にて、製法なほ直垂の如くして長し。是れらの品、内藏寮より奉進するは、此の頃甚だ粗末の物になりぬとなり。末段「天位着御物以疎爲美」とか、せ給へる、聖意のほど、誠にかしこく覺え侍り。徒然草に「順徳院の禁中の事どもかゝせ給へるにも、公の奉り物は、おろそかなるをもてよしとすところ侍れ。」とある。この御詞を引き奉りしなり。

小字にかゝせ給へる所は、内藏寮より調進する外にも、然るべき人はさきより御服を調進したる例あり。堀河院の寛治中、一條濟政の孫なる政長が女、御匣殿に宮仕へしたる間、調進せし例もありとなり。

尋常毎月二衣、小宿衣袴奉之、直衣、四月十月正月、東帶同之、御服を調進すること、毎月衣二つ、小さき宿衣とて、夜具の類、又御袴なり。直衣は四月十月、更衣の期節なるにより、又正月は年の首なるによりて之を奉る。御東帶の類も、同例なり。

臨時祭使給料進之、其外隨別仰、人々元服等之時、申裝束、半臂下襲表袴也、加冠一、又直衣許常事也、其冠一、指貫不具、主上五節帳臺試一夜着御也、但又被具指貫有例歟、

「臨時祭」は次の條に見えたり。其の勅使たりし者に、祿として、賜はらむ料をも、内藏寮より調進するなり、又高貴の人たち、宮中に於て、元服すべき由の仰を蒙る事、其の例あり、かゝるをり冠者御裝束を申し請ひ、主上の半臂等を賜はる事もあり。尙又、冠を添へて、直衣を賜はる事あり。冠はなく、唯直衣ばかりを賜はるは常の事なり。其れも冠一つのみを添へて下さるのみ、指貫の如きは、具して賜はる事なし。其の故は直衣に指貫着る事、禁中には其の例なし。只一年に一度五節帳臺の試に、一夜主上のめすのみなればなり。「五節帳臺試」は、十一月の新嘗祭の前に行はる、四人の舞姫禁中にて舞ひ試るを、主上御覽ある儀なり。次の條の注をも見合すべし。然れども稀には指貫を具して賜はる例もあるかと也。

御裝束奉仕公卿中定其人一兩人、若不參侍臣中召之、六位努々不可參云々、如引直衣

女房參之、其典侍已上也、無何藏人不給御衣、家保ノ初參ニ給、周防内侍遣之、顯季返進之、其時ノ記ニ家保神妙、無何人不可給云々、

御裝束を奉仕するは、公卿侍臣の中にて、一兩人を定めおかる。六位の藏人は、決して參る可からずとなり。引衣直は内々の御平服なれば、女房の着せ參らする事もあり。其れも典侍以上の女房にて、其の以下の女官は、六位と同じく參る事叶はず。又藏人は、往々青色の御袍など賜はりて着するを、規模の事とすれども、何となき人、因縁なき者には、猶賜はらずとなり。

小字にかゝせ給へる所は、顯季の男にて、大江匡房が養子となれる家保は、六位藏人となりて初參の時、堀河院殊寵によりて、御袍を賜はりしが、父なる顯季は、之をかしこき事として、返上したりとか。其の時の記に、家保神妙なりとほめられたりとぞ。

禁秘抄講義上終

